

# 第3次東海市総合福祉計画 後期計画

<2019年度（平成31年度）～2023年度>



東 海 市



# はじめに

我が国では、少子高齢化が進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、その後も75歳以上の人口は増加し続けると予測されています。そのため、高齢者・子どもといった対象者ごとの現在の社会保障制度では、維持・充実の困難が予想されるため、公的支援や地域のあり方の転換が必要となってきました。

こうした中、地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まりました。地域共生社会とは、高齢者・障害者・子どもをはじめとした全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

「第3次東海市総合福祉計画」は、2014年度（平成26年度）の策定から5年が経過し、福祉を取り巻く社会環境が大きく変化している現状を盛り込んだ後期計画へ改定を行うこととしました。上位計画である「第6次東海市総合計画」との整合性を図り、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを進めてまいります。



2019年（平成31年）3月

東海市長 鈴木 淳 雄

# 目 次

1	総 論	1
2	高齢者支援	11
	政策1 高齢者が活動する場を増やします	15
	政策2 高齢者の健康づくりなどの取り組みを支援します	18
	政策3 ひとり暮らしなどの高齢者を支援します	20
	政策4 高齢者の介護を支援します	23
	政策5 認知症への支援体制を充実します	26
3	障害者支援	29
	政策1 障害者が地域でいきいきと生活できるよう、 障害について理解できる機会をつくれます	33
	政策2 障害者の地域での生活を支援します	35
	政策3 必要な情報提供や助言ができるよう、 相談支援を充実します	39
	政策4 障害者の社会参加を推進します	41

## 4 子育て支援 ..... 45

- 政策1 健やかに育つ支援サービスを充実します ..... 49
- 政策2 結婚活動を応援します ..... 55
- 政策3 親子の健やかな育ちを支援します ..... 57
- 政策4 安心して子育てができるよう体制を充実します ..... 59
- 政策5 地域に関わる団体等と連携し、児童館が地域の  
子育ての拠点となるような体制を充実します ... 61
- 政策6 子どもが元気に遊ぶことができる環境を  
整備します ... 63

## 5 地域福祉 ..... 67

- 政策1 福祉に関わる人を増やし、  
地域で支える体制を充実します ... 73
- 政策2 すべての人の生活の基盤となる、  
生涯を通じた健康づくりを推進します ... 76
- 政策3 災害時において、支援や配慮を必要とする人が  
安心できる体制を充実します ... 78
- 政策4 さまざまな問題に対応できるよう、  
相談支援体制を充実します ... 80
- 政策5 だれもが安全に安心して移動できる  
環境を整備します ... 83

## 6 計画の推進 ..... 87

- 参考資料 ..... 89

# 1 総論

## 計画改定の趣旨

本市では、福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、1993年度（平成5年度）に初めて「第1次東海市総合福祉計画」を策定し、2005年度（平成17年度）に「第2次東海市総合福祉計画」、2014年度（平成26年度）に「第3次総合福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定して福祉の推進を図ってきました。

本計画も5年が経過し、福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、福祉に求められるニーズは多様化、複雑化しており、2018年（平成30年）には社会福祉法が改正され、任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務となり、また、「第6次東海市総合計画」（以下、「第6次総合計画」という。）では、まちの未来や本市を取り巻く広域的な社会環境変化に対応するため、後期基本計画に改定されました。

本計画では、国の動向や制度改革の状況を見極めながら、社会環境の変化や福祉ニーズを的確に捉え、支援を必要としている方々に真に必要な施策を推進し、また、上位計画である「第6次総合計画」との整合を図るため、地域福祉の見直しを行い、各分野の基盤に位置づけし、改定を行うこととしました。

## 福祉を取り巻く状況

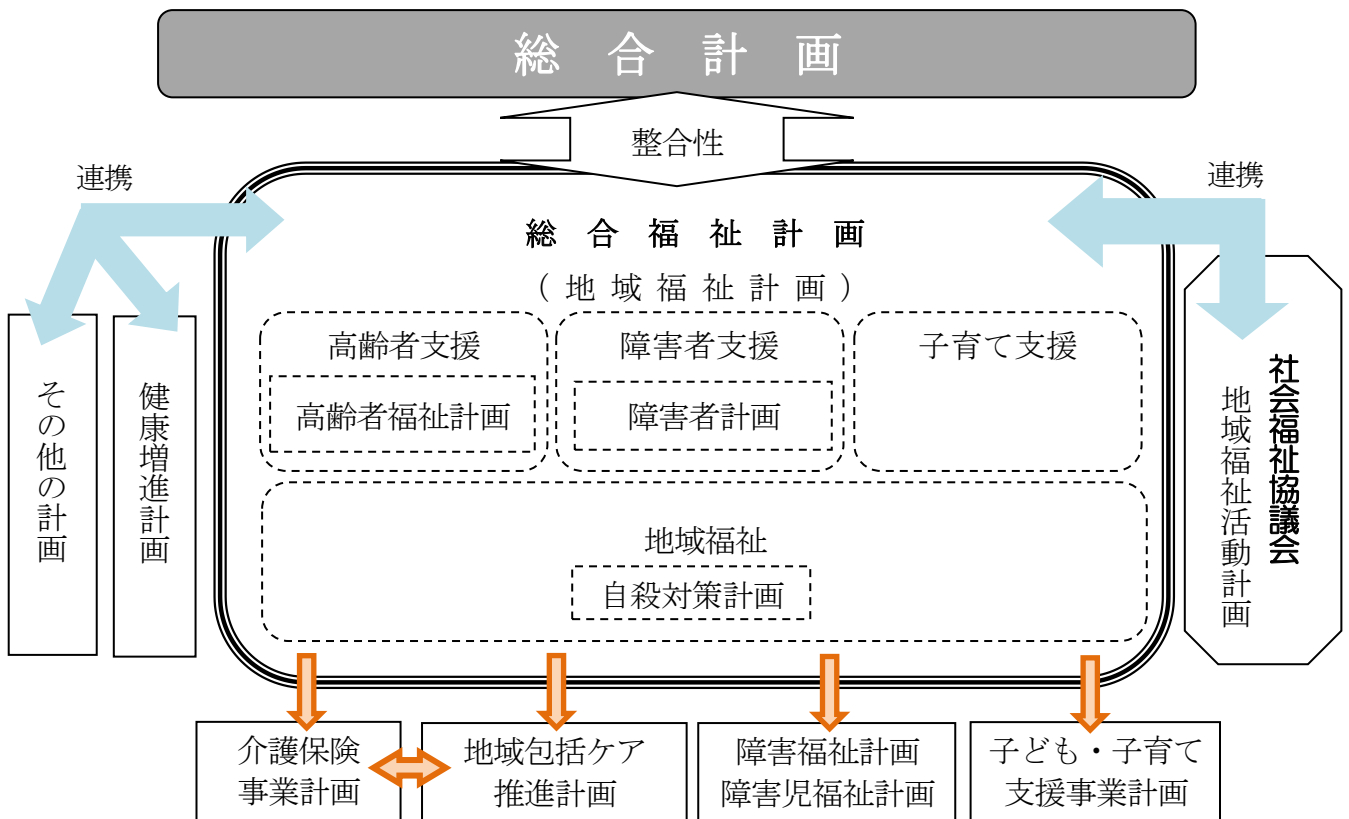
国では、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要があるとしています。「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正社会福祉法に基づき、包括的な支援体制の整備等を推進し、改正社会福祉法の円滑な施行に向け、2017年（平成29年）12月に、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を策定・公表しました。

こうした状況の中、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが求められています。

## 計画の位置づけ

本計画は、上位計画の「第6次総合計画」の基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

なお、本計画は、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」として、また、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」、障害者基本法に基づく「障害者計画」及び自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を包含し、福祉の分野別計画（介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）やその他関連計画と連携を図りながら、本市の福祉向上のため、本計画を推進していくものです。



## 計画の期間

本計画の後期計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度とします。

## 10年後の想定（「第6次総合計画」の計画人口等より）

### ◎ 人口の推移

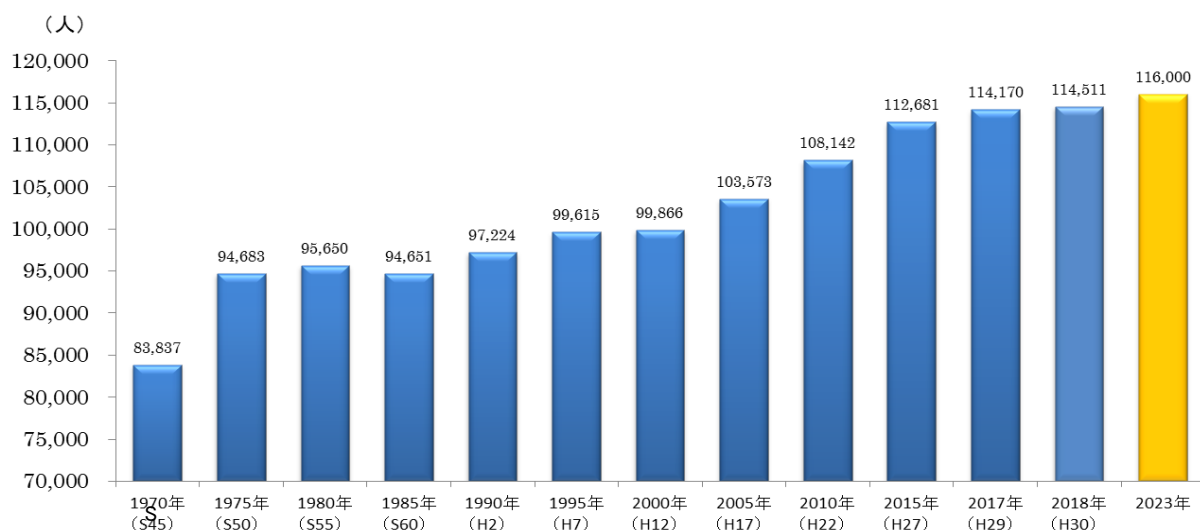
本市の人口は、市制施行前後の急激な人口増加がほぼ終わった1974年（昭和49年）以降、1978年（昭和53年）から1983年（昭和58年）までの期間を除いて微増が続き、2001年（平成13年）に10万人を超えました。また、最近10年間の人口動態では、年平均800人程度の人口増加となっており、2012年（平成24年）には11万人を超えて、2018年（平成30年）4月1日現在、11万4,511人となっています。

全国的に人口減少社会が急速に進んでいくなか、本市では太田川駅周辺をはじめ都市機能の充実や交流の拡大、次世代育成と女性の社会進出への支援、健康づくりと生きがいくりの推進、地域医療の体制整備、防災・減災対策の充実、就労の場や雇用の確保、魅力ある教育の実施と文化の創造など「住んで良かった、住み続けたい」と実感できる施策を戦略的に展開していくことで、本市の人口は2045年ごろまで微増傾向が続くものと予測されます。

### ◎ 将来人口

2023年の目標人口を116,000人とします。

#### 人口推計



※1970年（昭和45年）～2018年（平成30年）は住民基本台帳人口、2023年は推計値。

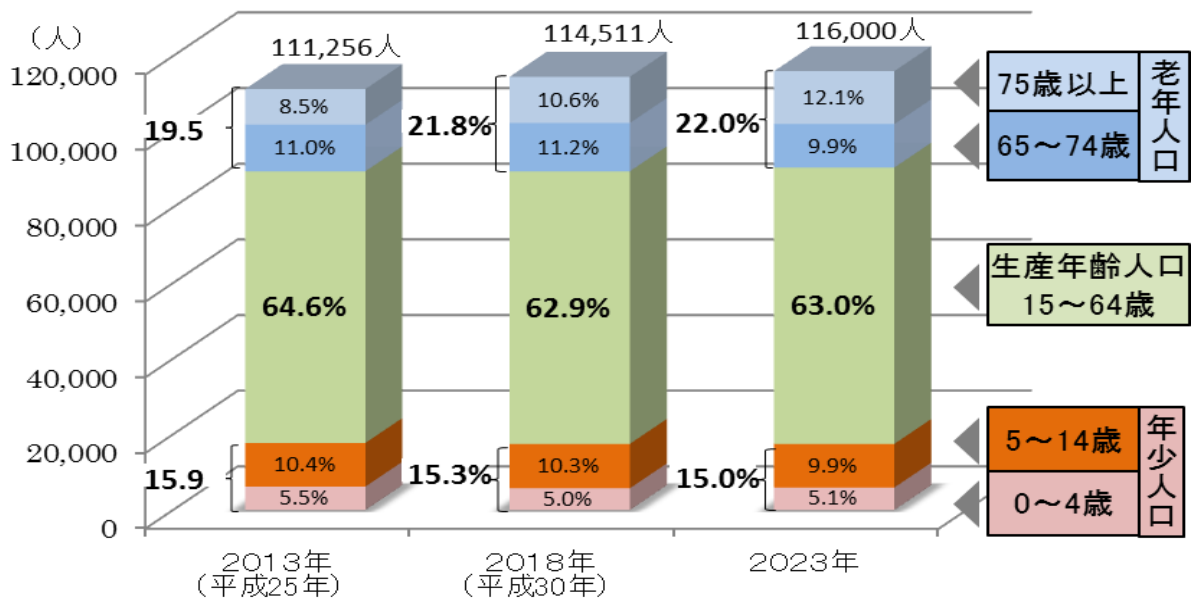


◎ 年齢別人口

本市の人口構成の特徴としては、若い世代の転入が多く、出生率も全国平均を上回り、高齢化率は全国に比べて低くなっています。今後もこうした傾向が続くことで、少子高齢化の進行はゆるやかであり、また、生産年齢人口は維持できるものと予測されます。

年齢別人口の割合は、2018年（平成30年）4月1日現在でみると、年少人口（0～14歳）15.3%、生産年齢人口（15～64歳）62.9%、老年人口（65歳以上）21.8%となっており、2023年の年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が15.0%、生産年齢人口（15～64歳）が63.0%、老年人口（65歳以上）が22.0%になると予測されます。

年齢区分別人口構成

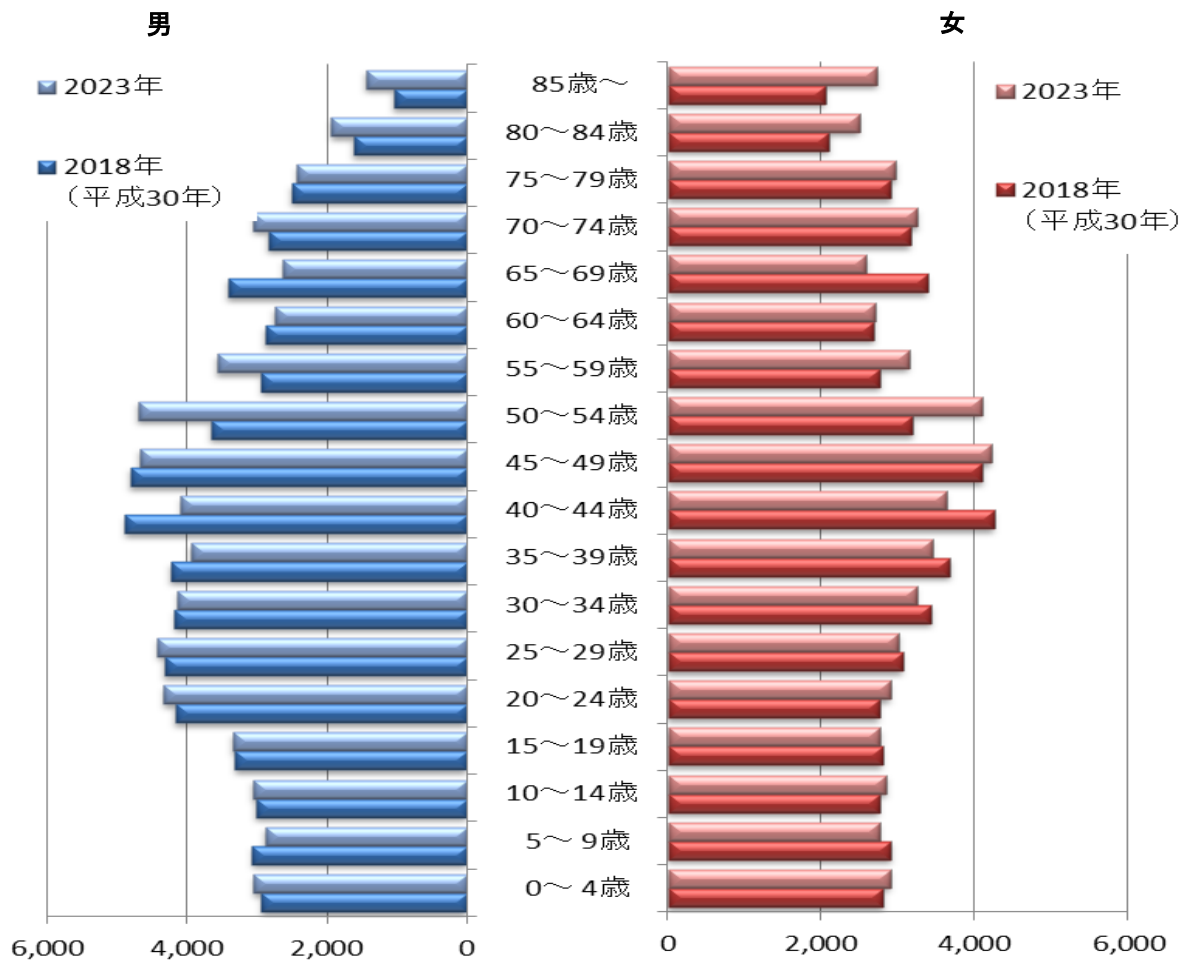


### 年齢区分別人口構成

	2013年(平成25年)			2018年(平成30年)			2023年			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
年少人口	0～4歳	3,191	2,998	6,189	2,941	2,798	5,739	3,050	2,890	5,940
		5.5%	5.7%	5.5%	4.9%	5.1%	5.0%	5.1%	5.2%	5.1%
	5～14歳	5,992	5,542	11,534	6,096	5,651	11,747	5,940	5,590	11,530
		10.3%	10.4%	10.4%	10.2%	10.4%	10.3%	9.8%	10.1%	9.9%
	合計	9,183	8,540	17,723	9,037	8,449	17,486	8,990	8,480	17,470
		15.8%	16.1%	15.9%	15.1%	15.5%	15.3%	14.9%	15.3%	15.0%
生産年齢人口	15～64歳	39,096	32,712	71,808	39,402	32,641	72,043	40,000	33,050	73,050
		67.2%	61.6%	64.6%	65.8%	59.7%	62.9%	66.1%	59.5%	63.0%
老年人口	65～74歳	5,950	6,359	12,309	6,255	6,524	12,779	5,680	5,820	11,500
		10.2%	12.0%	11.0%	10.5%	11.9%	11.2%	9.4%	10.5%	9.9%
	75歳以上	3,946	5,470	9,416	5,163	7,040	12,203	5,800	8,180	13,980
		6.8%	10.3%	8.5%	8.6%	12.9%	10.6%	9.6%	14.7%	12.1%
	合計	9,896	11,829	21,725	11,418	13,564	24,982	11,480	14,000	25,480
		17.0%	22.3%	19.5%	19.1%	24.8%	21.8%	19.0%	25.2%	22.0%
計		58,175	53,081	111,256	59,857	54,654	114,511	60,470	55,530	116,000

※2013年(平成25年)及び2018年(平成30年)は住民基本台帳人口、2023年は推計値。

### 人口ピラミッド(男女5歳階級別人口構成)



※2018年(平成30年)は住民基本台帳人口、2023年は推計値。

## 本市の将来像（「第6次総合計画」より）

### 1 基本的な考え方

東海市は、市制施行以来、緑の豊かさと心の豊かさを市民が実感できるよう、まちづくりを進めてきました。

「元気あふれる 快適都市」をテーマとした第5次総合計画では、市民との協働と共創の考えを大切にしたまちづくりを進めており、第6次総合計画においてもこの考え方を継承していきます。

我が国では、いままで経験したことのない急速な人口減少、少子高齢化が進行しています。こうした時代には、安心して子どもを産み、育てることができ、そして、未来を支える子どもたちが健やかに成長できるとともに、だれもがいきいきとして元気に暮らせる活気にあふれた地域づくりが求められています。

人口減少社会のなかにあっても、産業の活性化や中心市街地をはじめとした都市機能の一層の充実、日常生活の基盤である地域の再生・活性化などを図ることで、次世代に夢と希望をつなぐ安心・安全で心豊かに暮らすことができるまちの姿を目指して、次のとおり本市の将来像を定めます。

### 2 将来都市像

ひと 夢 つなぐ 安心未来都市

### 3 五つの理念

これまでのまちづくりを継承し、本市の将来都市像を実現する五つの理念を次のように定めています。

- 『安心』 みんなが安全に、不安なく生活しているまち
- 『快適』 さまざまなサービスが便利に使い、気持ちよく暮らせる環境が整っているまち
- 『いきいき』 一人ひとりが生きがいを持ち、充実した日々を送ることができるまち
- 『ふれあい』 世代・立場・地域などを越えた交流が活発で、人々が支え合っているまち
- 『活力』 農業・商業・工業が盛んで、活気のあるまち

## 基本理念

「第6次総合計画」の将来都市像「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向けて、本計画では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民の一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできるよう、「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めます。

また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民の一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

本計画では、「地域」のとらえ方として、地域包括ケア推進計画における事業体制との整合性を図るため、市全域を第1層とし、概ね中学校区単位で、人口規模や地域の状況や歴史的な背景を勘案した5地区を第2層とし、第3層は、コミュニティ単位の活動が協働している小学校区を第3層の区分とし、「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めます。

## 基本的視点

本計画の策定においては、総合計画の五つの理念のうち福祉において特に関係の大きな「安心」、「いきいき」、「ふれあい」の三つの理念を中核として考え、また、本市の掲げる五つの都市宣言のうち「子育てと結婚を応援するまち東海市」、「生きがいがあり健康なまち東海市」を福祉のまちづくりの方向性として捉え、基本的視点として次の三つに整理し、施策等を設定しました。

### 1 市民参加の支えあいによる地域づくりの推進

地域共生社会の実現に向けたまちづくりを進めるためには、市民の一人ひとりが地域づくりを「我が事」として取り組む仕組みに加え、地域生活課題を「丸ごと」受け止める場、機能を構築することが必要であり、地域生活課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用を骨格とした地域づくりが求められます。

そのためには、地域における支えあいの機運を盛り上げ、活動の場を広げるととも

に、市民、地域団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会及び市等による協働・共創の地域づくりが求められます。

高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、また、地域で安心して子育てができるように、地域ぐるみの見守り活動の充実も求められています。

## 2 安心して使える福祉サービスの推進

地域社会では、様々な問題を抱える方がいる中で、様々なニーズに合わせてサービスの形態も多様化してきており、利用者が適切にサービスを利用できるようにしていくためには、サービスの需要に対して、バランスよく提供できる体制の整備とともに、安心してサービスを利用できるように情報提供や相談体制の充実が必要となります。

福祉サービスが措置から契約する仕組みへと変わり、判断能力が十分ではない認知症の高齢者や知的障害のある方などが福祉サービスの利用において不利益を被ることのないよう権利擁護を推進し、サービスを利用しながら安心して暮らすことができるよう支援していくことが求められます。

また、子育て支援においては、子ども・子育て支援法の「家庭・学校・地域・職域などの社会の様々な主体がそれぞれの役割を果たし、協力して行う」という基本理念のもと、安心して子育てできる環境を整備し、ニーズに合ったサービスを提供していくことが求められています。

## 3 いきがいを持ち、いきいきと暮らしていくための支援の推進

趣味や生涯学習、スポーツの実践、また、働くことや地域社会の一員としての活動への参加など、人は様々な場面で充実感を持ち、いきがいや喜びを感じることができ、それが生きる力となります。

いつまでも元気に暮らしていくためには、住み慣れた地域で暮らし続けるための継続的な活動や、自分らしく暮らしていくための生活支援、就労支援とともに、地域の活動などに、高齢者や障害者、子育て世代が積極的に参加できる環境をつくり、一人ひとりが持つ力を生かす場面など様々な社会参加の機会を提供することが必要であり、高齢者の社会参加を促進する「介護予防・日常生活支援総合事業」では、地域包括ケアシステムに欠かせない住民互助体制の整備・強化が求められます。

また、全ての人の生活の基盤となる健康に関する情報の提供、市民自らの健康づくりを応援する仕組みを充実していくことが求められます。

## 地域のとらえ方イメージ図

第1層	市 全域											
第2層	名和		荒尾		富木島			横須賀		加木屋		
第3層	緑陽	名和	渡内	平洲	明倫	富木島	船島	大田	横須賀	加木屋	三ツ池	加木屋南

※第2層・・・概ね中学校区単位で人口規模や地域の状況や歴史的な背景を勘案した5地区

第3層・・・コミュニティ単位の活動が協働している小学校区



地域のふれあいイベント



社会福祉法人さつき福祉会  
(エコラ東海 作業風景)



子育て支援センター事業  
受講風景

第3次東海市総合福祉計画

分野別体系図

番号	政策	施策
<b>高齢者支援</b>		
①	高齢者が活動する場を増やします	地域で支えあう環境を整備します
②	高齢者の健康づくりなどの取り組みを支援します	いきがいづくりを推進します
③	ひとり暮らしなどの高齢者を支援します	高齢者の健康づくりを推進します
④	高齢者の介護を支援します	高齢者の自立した生活を支援します
⑤	認知症への支援体制を充実します	高齢者の家族を支援します
		家族への支援・認知症予防を進めます
		認知症に関する知識の普及に努めます
		介護が必要な高齢者を支援します
		高齢者の白立した生活を支援します
		高齢者の相談体制を充実します
<b>障害者支援</b>		
①	障害者が地域でいきいきと生活できるよう、障害について理解できる機会をつくります	障害者に対する理解・啓発を推進します
②	障害者の地域での生活を支援します	障害者が必要とするサービスを適切に受けることができるように支援します
③	必要な情報提供や助言ができるよう、相談支援を充実します	意思疎通を図ることに支障がある障害者を支援します
		障害者の経済的負担の軽減を図ります
		相談支援体制を充実します
④	障害者の社会参加を推進します	障害者の外出時の移動手段を支援します
		障害者の就労の機会を充実します
<b>子育て支援</b>		
①	健やかに育つ支援サービスを充実します	ワーク・ライフ・バランスを推進します
		保護者の経済的負担の軽減を図ります
		子どもの育ちにあった支援体制を充実します
		ニーズに合った保育環境を整備します
②	結婚活動を応援します	未婚者支援体制を推進します
③	親子の健やかな育ちを支援します	母子保健事業を推進します
④	安心して子育てができるよう体制を充実します	前向きな子育てを支援し子どもへの虐待を防止します
⑤	地域に関わる団体等と連携し、児童館が地域の子育ての拠点となるような体制を充実します	地域における活動を支援します
⑥	子どもが元気に遊ぶことができる環境を整備します	親子の居場所を充実します
		子どもがのびのびと豊かな体験ができる活動を支援します

番号	政策	施策
<b>地域福祉</b>		
①	福祉に関わる人を増やし、地域で支える体制を充実します	地域で見守り、支えあう体制を充実します
②	すべての人の生活の基盤となる、生涯を通じた健康づくりを推進します	ボランティアの養成を図り、福祉に関わる人材を育成支援します
③	災害時において、支援や配慮を必要とする人が安心してできる体制を充実します	個人にあった健康づくりを支援します
④	さまざまな問題に対応できるように、相談支援体制を充実します	災害時の要配慮者の支援体制を充実します
⑤	だれもが安全に安心して移動できる環境を整備します	権利擁護の体制を充実します
		相談支援をとおして、ひきこもり支援や虐待防止等に努めます
		道路などのバリアフリーを図ります
		公共交通機関の利便性を高めます

## 2 高齢者支援

### 1 高齢者の現状

#### (1) 高齢化率の状況

本市の65歳以上人口をみると、2018年（平成30年）は24,982人、人口割合21.8%と、2014年（平成26年）（22,721人、人口割合20.3%）に比べて増加しています。国（28.0%）や県（24.5%）の状況と比較すると低い状況ですが、今後は、人口割合の増加傾向が強まっていくことが予測されます。

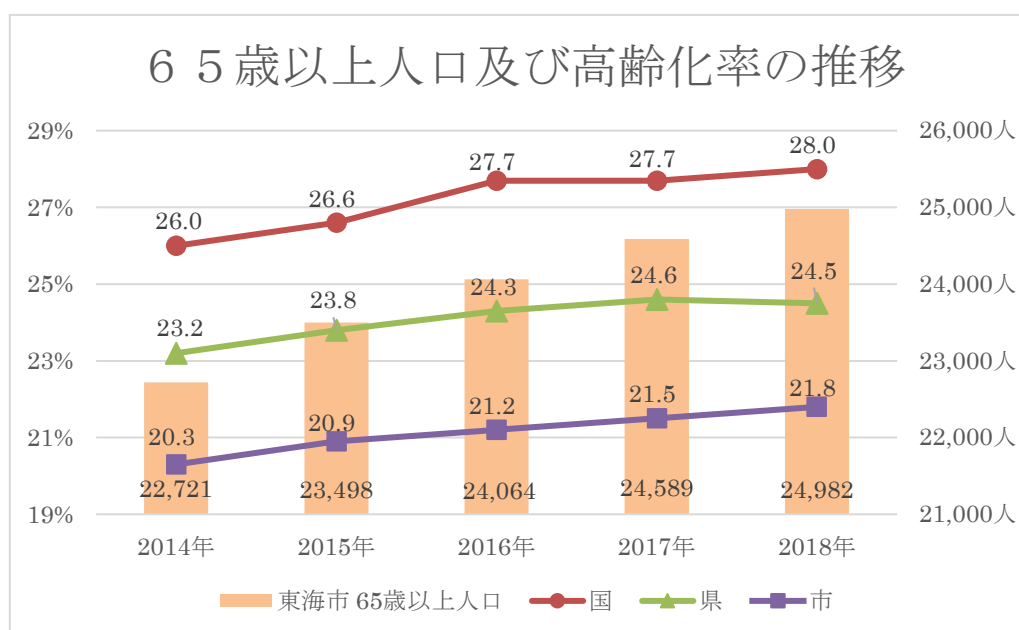
また、75歳以上人口の推移においても、同様の傾向が見られます

#### 65歳以上人口の推移

区 分		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
東 海 市	総人口（人）	112,146	112,681	113,727	114,170	114,511
	65歳以上人口（人）	22,721	23,498	24,064	24,589	24,982
	割合	20.3	20.9	21.2	21.5	21.8
	(内)75歳以上人口（人）	9,898	10,364	10,974	11,628	12,203
	割合	8.8	9.2	9.6	10.2	10.7
県	65歳以上人口の割合	23.2	23.8	24.3	24.6	24.5
	(内)75歳以上人口の割合	10.4	10.8	11.3	11.8	11.9
国	65歳以上人口の割合	26.0	26.6	27.7	27.7	28.0
	(内)75歳以上人口の割合	12.5	12.8	13.3	13.8	14.1

(注) 東海市は各年4月1日現在（住民基本台帳人口）

県、国は前年10月1日現在（総務省統計局人口推計）





## (2) 介護保険認定者数の状況

介護保険認定者数の推移をみると、2014年（平成26年）で3,563人、2018年（平成30年）で4,326人となっており、年々、増加傾向にあります。また、65歳以上が対象者である1号被保険者で、要介護・要支援に認定される割合である認定率においても、2014年（平成26年）で15.2%、2018年（平成30年）で16.8%と上昇傾向にあります。

## 介護保険認定者数の推移

区 分	被保険者数(人)	認定者数(人)	認定率	
2014年	1号被保険者	22,765	3,454	15.2%
	2号被保険者	34,533	109	
	計	57,298	3,563	
2015年	1号被保険者	23,549	3,673	15.6%
	2号被保険者	34,739	117	
	計	58,288	3,790	
2016年	1号被保険者	24,114	3,838	15.9%
	2号被保険者	35,320	109	
	計	59,434	3,947	
2017年	1号被保険者	24,644	4,037	16.4%
	2号被保険者	35,546	113	
	計	60,190	4,150	
2018年	1号被保険者	25,045	4,207	16.8%
	2号被保険者	35,850	119	
	計	60,895	4,326	

(注) 被保険者数は各年4月1日現在。認定者数は3月31日現在。知多北部広域連合より

## 介護保険認定者における75歳以上の高齢者の状況

(単位：人)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
認定者数	3,563	3,790	3,947	4,150	4,326
うち75歳以上	2,892	3,072	3,253	3,458	3,662
割合	81.2	81.3	82.4	83.3	84.7

(注) 毎年3月31日現在の認定者情報。知多北部広域連合より。

## 【用語の解説】

- 1号被保険者、2号被保険者・・・介護保険の対象者（被保険者）は40歳以上の方であるが、その中で65歳以上の方を1号被保険者、40歳から64歳までの方を2号被保険者と分類している。

## 2 高齢者実態調査の結果概要

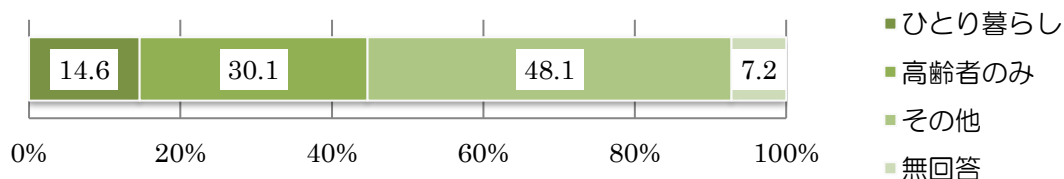
### (1) 高齢者実態調査の概要

- ・調査対象：東海市内在住の75歳以上の高齢者
- ・調査時期：2017年（平成29年）6月～9月
- ・対象数：12,346件
- ・有効回答数：11,977件（回答率：97.0%）

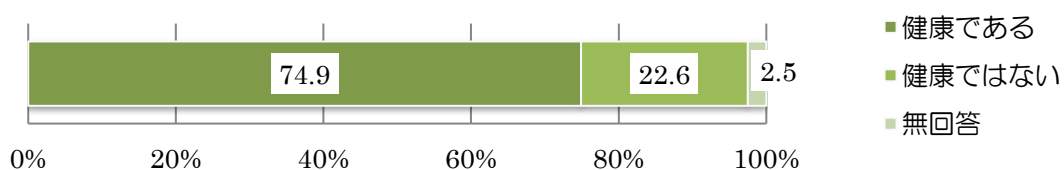
### (2) 高齢者実態調査等から把握された在宅高齢者の現状

- ・高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしは14.6%、高齢者のみ世帯は30.1%
- ・在宅高齢者のうち、「元気ではない」と答えた人が22.6%
- ・在宅高齢者のうち、社会参加をしていない人が44.1%
- ・生活行動で「困っている」ことのある人は、全体では買い物2.8%・食事1.5%・ゴミ出し1.7%・掃除1.9%となっている（グラフ省略）

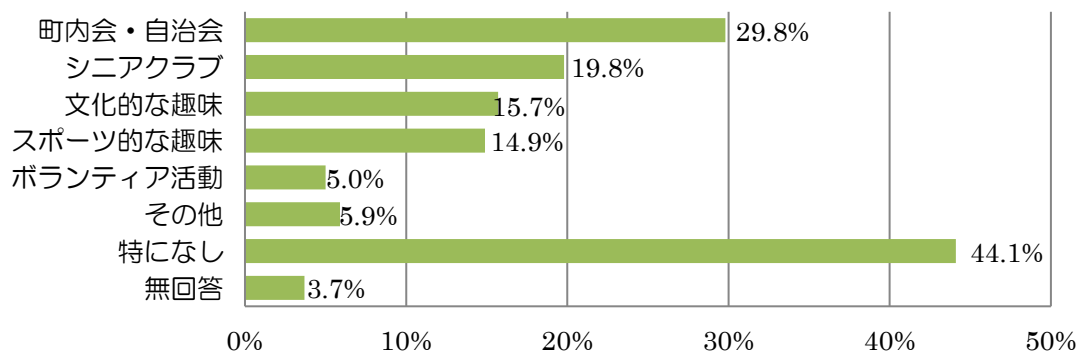
高齢者の世帯状況



健康状態



社会参加の状況



### 3 総合計画との関連

総合計画では、高齢者支援について「ふれあい」と「安心」して生活していくことができるよう、次のように「めざすまちの姿」を定めています。また、めざすまちの姿には、その進み具合を確認するための「まちづくり指標」が設定されています。

本計画の高齢者支援では、総合計画との整合を図りながら、住み慣れた地域で生活できるよう高齢者を支援します。高齢者支援の推進にあたっては、「まちづくり指標」の推移も参考として進めていきます。

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
4 高齢者が地域のなかで頼る人があり、人とつながり、見守られている	1 高齢者が活動する場を増やします			
	5 認知症への支援体制を充実します			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
6 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせると思う人の割合(方向性↑)		61.9%	65%	67%

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
5 介護など的高齢者福祉が充実している	2 高齢者の健康づくりなどの取り組みを支援します			
	3 ひとり暮らしなど的高齢者を支援します			
	4 高齢者の介護を支援します			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
7 高齢者のサービスなどが充実していると感じている人の割合(方向性↑)		53.4%	56%	60%

## 政策 1

## 高齢者が活動する場を増やします

### 現 状

2018年（平成30年）4月における本市の高齢化率は、21.8%の超高齢社会となっており、前年10月における全国（27.7%）、愛知県（24.6%）よりは低い値となっています。しかしながら、2003年度（平成15年度）14.4%、2008年度（平成20年度）17.3%、2013年度（平成25年度）19.5%と増加しており、今後も高齢化は進んでいくと想定されています。

2017年度（平成29年度）に行った高齢者実態調査において、75歳以上の高齢者の44.1%の方が「社会参加をしていない」と回答しています。

### 方 向 性

平均寿命の延伸により、年代による生活状況が変化していく中、高齢者となっても、社会の一員として地域の中で役割や生きがいを持って暮らせるよう、環境整備を進めます。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
日ごろからあいさつや声かけに心がけ、住民同士の交流を深めるとともに、高齢になっても地域の一員としての役割を持つよう努めます。	行政や民生委員などと協力して、地域で高齢者を見守る仕組みや体制の整備に努めます。	高齢者も地域の支えあいの担い手であることを啓発していくとともに、地域における支えあい活動を支援します。



大池健康交流の家  
（サロン風景）

政策 1	地域で支えあう環境を整備します
施策 1	

課題

核家族化や共働きの増加、生活スタイルの変化、住民の入れ替わりなどにより、地域での人と人とのつながりが薄くなってきています。

今後、ますます高齢化が進行し、また生活ニーズが多様化していく中、公的福祉サービスだけで高齢者の生活全部を支援することは困難となっていきます。高齢者が地域の中で安心安全に暮らしていくためには、地域の住民同士による共助・互助の充実と、公助との連携を進めていく必要があります。

今後の取り組み

地域住民同士で交流を深め、地域住民が主体となった支えあいの必要性・重要性を地域住民の方と一緒に考え、地域の実情、地域のニーズにあった高齢者を支える活動へ繋げられるよう支援します。

また、それらの活動に高齢者自らの参加を促すとともに、活動を支援します。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
1 地域支えあい活動の登録団体数 (方向性↑)	団体	2	25	50
2 地域支えあい活動の登録人数 (方向性↑)	人	60	625	1,250

(主な事業)

- 地域支えあい体制づくり事業
- 高齢者支援ネットワークセンター事業
- 地域包括ケアシステム推進事業
- 生活支援体制整備事業

政策 1	いきがいづくりを推進します
施策 2	

課題

2017年度（平成29年度）に行った高齢者実態調査において、75歳以上の高齢者の44.1%の方が「社会参加をしていない」と回答しています。

元気な高齢者の余暇活動、ボランティア活動など高齢者が生きがいを持ち、社会参加できるような環境整備を進める必要があります。

今後の取り組み

高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加・地域でのふれあいの場の充実を図るための各種事業を推進し、高齢者自らが地域社会の一員として活動に参加できる環境づくりに努めます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
3 日ごろから出かけられる居場所があると感じている高齢者の割合（方向性↑）	%	26.0	35	40

- （主な事業）
- シニアクラブ活動への支援事業
  - シルバー人材センターへの支援事業
  - 敬老行事の実施 ■敬老の家・健康交流の家整備事業



上野台健康交流の家  
(運動風景)

**政策 2** 高齢者の健康づくりなどの取り組みを支援します

現 状

2017年度（平成29年度）に行った高齢者実態調査において、75歳以上の高齢者の22.6%の方が、「健康ではない」と回答しています。

心身ともに自立し、健康的に生活できる期間の延伸について関心が高まっています。

現在、本市の健康寿命は、日常生活動作が自立している期間の平均で算定することとされていますが、2017年度（平成29年度）は、男性が79.78歳、女性が83.13歳です。

（※東海市の健康寿命の算定：厚生労働省研究班の指針に基づき、人口、死亡数、不健康割合の分母、不健康割合の分子を使用して算出。）

方 向 性

自分の健康状態に関心を持ち、健康管理ができるよう、情報提供を行うとともに市民の健康意識の向上に取り組みます。

身近な地域で無理なく自然に生活習慣を改善しやすい環境を整備します。

健康寿命の延伸のため、生活習慣病の重症化予防に努めます。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
自分の健康状態にあわせて活動し、身体活動や認知機能の維持向上に努めます。	趣味や体操等での仲間づくりをすすめ、積極的に周囲の人に声をかけます。	市民が自分の健康状態を理解し、健康管理ができるよう、必要な情報提供を行います。  また、個人の健康状態にあった活動を提案し、活動が継続できるように支援します。

【用語の解説】

- 健康寿命・・・日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間。

政策 2	高齢者の健康づくりを推進します
施策 1	

課題

高齢者は疾病を持っている方が多いため、自分の健康状態にあわせた活動が必要ですが、特定健康診査の受診率は48.7%、後期高齢者健診の受診率は48%で、自分の健康を客観的に把握している方は少ない状況です。

また、介護予防が必要とされる方のうち、実際に介護予防事業に参加する方は、68%にとどまっています。一般に、年を重ねる毎に、筋力や認知機能は衰える傾向にあるため、リスクの高い方だけでなく全ての高齢者が、自分にあった介護予防に取り組むことが必要です。

今後の取り組み

特定健康診査・後期高齢者健診の受診率向上に努め、健康意識の向上を目指します。医療機関や各種団体と連携し、高齢者の健康状態にあわせた健康づくりを進めます。運動器の機能低下、認知症、閉じこもりの予防を中心に、身近な場所での介護予防に取り組めます。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
4 要介護認定を受けていない高齢者の割合 (方向性↑)	%	85.2	85.4	85.5

(主な事業) ■介護予防事業 ■特定高齢者把握事業  
■老人訪問指導の推進 ■特定健康診査事業

【用語の解説】

- 特定健康診査・・・医療保険者が40歳から74歳までの被保険者に行う、生活習慣病の危険因子である内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。



### 政策 3 ひとり暮らしなどの高齢者を支援します

#### 現 状

核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

2017年度（平成29年度）に行った高齢者実態調査において、75歳以上の高齢者の44.7%が「ひとり暮らし」又は「高齢者のみ」世帯となっており、これらの世帯の方が安心して暮らすことができる環境の整備が求められています。

#### 方 向 性

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して健康な生活を維持するため、身近な場所での相談体制の充実や生活の状況を適切に把握し、高齢者あんしん見守り登録制度を推進します。

把握した情報を基に、高齢者を支援する各機関が連携した見守りなどを行うことで、生活の安心感を高めるよう努めます。

また、高齢者が地域で孤立することのないよう、地域支えあい活動登録団体と情報を共有することで、地域とのつながりの構築を図ります。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
<p>日ごろからあいさつや声かけに心がけ、住民同士の交流を深めるとともに、緊急時の連絡先や連絡手段を講じておくよう努めます。</p>	<p>地域で高齢者を見守る仕組みや体制の整備に努めるとともに、発見した問題について適切な相談機関に繋げていくよう努めます。</p>	<p>ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方の生活の状況の適切な把握に努めるとともに、緊急時に対応できる体制の整備に努めます。</p>

政策 3

施策 1

高齢者の相談体制を充実します

課題

高齢者支援ネットワークセンターや、高齢者相談支援センターを中心に、相談や連携機能の強化を図ってきました。今後も継続して、更に保健・医療・福祉・介護の関係機関による多職種との連携が求められています。

相談者の心理的負担の軽減や、より相談者の状況に寄り添った支援のため、NPOや市民団体など行政以外による相談・支援環境の整備も進めていく必要があります。

今後の取り組み

相談機関と支援機関と協働して高齢者の生活を支援する体制の充実を図っていきます。

NPOや市民団体などによる多様な相談環境の整備について支援していきます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
5 高齢者相談支援センターなどへの相談件数 (方向性↑)	件	12,361	13,000	13,200
6 相談できる環境などが整っていると感じている高齢者の割合 (方向性↑)	%	23.0	40	60

- (主な事業)
- 高齢者支援ネットワークセンター事業
  - 高齢者相談支援センター事業
  - 認知症地域支援推進事業

政策 3

施策 2

高齢者の自立した生活を支援します

## 課題

2017年度（平成29年度）に行った高齢者実態調査において、75歳以上の高齢者の22.6%の方が「健康ではない」と回答し、何らかの理由で「通院している」と回答した人は約63%に上っています。

高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、定期訪問等による相談体制を充実させることが必要です。

また、地域全体で生活支援・介護予防に取り組むことにより、互いに支え合いながら生活していくための仕組みづくりが求められています。

## 今後の取り組み

高齢者あんしん見守り登録者に対し、定期的に訪問・連絡することで、高齢者の身体的、環境的变化を察知し、自立した生活が長く継続できるよう支援します。

また、高齢者の自立した生活の促進や重症化予防の推進を図ることを目的とし、介護予防・日常生活支援総合事業を実施していきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
7 高齢者あんしん見守り登録制度の登録者数 (方向性↑)	人	920	960	1,000

(主な事業)

- 高齢者あんしん見守り登録制度の実施
- ひとり暮らし高齢者安否確認事業
- 生活支援体制整備事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業

## 政策 4 高齢者の介護を支援します

### 現 状

本市では、2018年（平成30年）3月末日現在で4,326人の方が、要支援又は要介護の認定を受けており、その数は年々増加しています。

要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持って生活できる社会の実現が求められています。

### 方 向 性

高齢者の心身の状態に応じ、適切に相談や支援を受けることができるよう、保健・福祉のサービスの充実を図ります。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
要介護状態にならないよう、また要介護状態が進行しないよう、自らが積極的に健康づくりや介護予防に取り組むように努めます。	地域で高齢者を見守る仕組みや体制の整備に努めるとともに、発見した問題について適切な相談・支援先に繋げていくよう努めます。	高齢者に対し、状態に応じた適切な支援が提供できるよう、保健・福祉サービスの充実を図ります。



介護保険事業の実施（デイサービス風景）

政策 4	介護が必要な高齢者を支援します
施策 1	

課題

高齢者への介護は、介護保険のサービスと合わせ、個々の状況に応じた介護保険外サービスの充実が必要です。

介護が必要な高齢者が、適切な介護サービスを利用しながら、地域の中で安心して生活できるよう、地域の環境づくりが求められています。

今後の取り組み

サービスを必要とする高齢者の、心身の状態や生活環境の把握に努め、必要に応じ、介護保険申請に繋げていくとともに、地域での活動と連携し、地域での生活を送れるよう支援していきます。

地域の中での、様々な活動や暮らしやすい環境づくりに努めていきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
8 要介護高齢者援護扶助費の延べ支給人数 (方向性↑)	人	4,949	5,200	5,300

(主な事業)

- 介護保険事業の実施
- 要介護高齢者援護扶助費の支給
- 要介護高齢者タクシー利用助成制度
- 配食サービス運営事業      ■要介護高齢者等住宅改修費補助事業
- 生活支援体制整備事業

(指標の解説)

8 重度の要介護高齢者に対する市単独手当の延べ支給人数

政策 4

施策 2

高齢者の家族を支援します

課題

高齢者の方は、要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らしたいと考えています。一方で、在宅で介護する家庭の中には、介護者自身の高齢化や、介護離職など介護者の就業に支障が出たりすることがあります。

また、入院期間の短縮や平均寿命の延伸により、家庭での介護負担は長期化する傾向にあり、要介護高齢者本人だけでなく、その家族への支援も重要性を増しています。

今後の取り組み

要介護高齢者を介護している家族に対する支援を行い、負担の軽減を図ることで、高齢者の求める住み慣れた地域での生活をできるだけ長期に続けられるよう努めていきます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
9 ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合（方向性↑）	%	32.1	35	40

- （主な事業）
- 家庭介護用品給付事業
  - 寝具クリーニング事業
  - 要介護高齢者等訪問歯科検診事業
  - 地域包括ケアシステム推進事業

**政策 5** 認知症への支援体制を充実します

現 状

国の推計では、2012年（平成24年）時点で、認知症高齢者数が462万人と7人に1人が認知症であり、2025年には、5人に1人になると見込まれています。

本市における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者は、2018年（平成30年）5月現在で65歳以上人口の9.3%となっており、今後も増加していくものと見込まれます。

方 向 性

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、社会全体で認知症の方を支えていく取り組みが必要であるため、認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、地域の多様な支援者が連携した、認知症の方の見守り等を含めた自助・互助・共助のネットワークづくりを進めていきます。

また、認知症が疑われる時の、早期に対応する仕組みの整備や、交流の場を設け、本人や家族を支えていきます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
認知症の正しい知識や理解の修得に努め、認知症の方やその家族に対して、できる範囲での手助けを積極的に行うよう努めます。	見守り等の共助の主体として、認知症の方の理解と生活の支援に努めます。	認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、地域の多様な支援者の連携体制の構築に努めます。

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の推移 ※「割合」は65歳以上人口に対する比率

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
東海市	数(人)	1,931	2,127	2,144	2,277	2,422
	割合(%)	8.6	9.1	9.0	9.3	9.3

(注) 2014～2016年は各年1月1日現在、2017年は4月1日現在、2018年は5月1日現在（住民基本台帳人口）

【用語の解説】

- 認知症日常生活自立度…認知症を有する者が日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。自立度の高い方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの5段階がありⅡ以上では見守り等何らかの支援が必要となる。

政策 5

施策 1

認知症に関する知識の普及に努めます

### 課題

2012年（平成24年）の国の調べでは、認知症の方は7人に1人と言われていましたが、2025年には、5人に1人になると見込まれており、今後もその割合は増加していくと考えられます。

認知症になっても安心して暮らすことができる地域をつくるためには、医療や介護の専門分野だけではなく、地域全体の理解と協力を得るための普及啓発等に継続して取り組んでいく必要があります。

### 今後の取り組み

地域の住民や機関が、認知症に対する正しい知識・理解と適切なサポートがあれば、認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続することが可能であることの認識を深め、地域全体で支える体制づくりに参加し、協働していくための取り組みを進めます。

また、認知症の方が地域の一員として社会参加できる体制づくりを進めます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
10 認知症サポーター養成講座の受講者数 (方向性↑)	人	2,816	5,000	7,000

(主な事業) ■認知症地域支援推進事業 ■認知症サポーター養成講座の開催  
■認知症地域支援・ケア向上事業



認知症フォーラム



政策 5

施策 2

家族への支援・認知症予防を進めます

## 課題

認知症は、適切な治療や生活習慣の改善により、発症を予防したり、進行を遅らせたりすることが可能であることが知られていますが、加齢によるもの忘れとして扱われて受診が遅れているケースがあり、家族に限らず、身近な地域住民による気づきが求められています。

認知症が重度化し、徘徊などの行動が現れた場合、介護する家族の負担は大きくなるため、負担軽減のための事業を行い、在宅介護を支援する必要があります。

## 今後の取り組み

認知症の予防や重度化防止のため、高齢者の状況を機会を捉えて把握し、必要な受診や講座等の受講等により、認知症に対する正しい理解を啓発していきます。

また、認知症の方を介護している家族に対しては、身体的負担の軽減に限らず、起こりがちな問題の対処の示唆や同じ悩みを抱える家族同士の交流などにより、精神的負担の軽減を重点に進めていきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
11 認知症予防事業参加者数 (方向性↑)	人	624	700	800

- (主な事業)
- 認知症家族支援事業
  - 行方不明高齢者家族支援サービス事業
  - 認知症予防事業

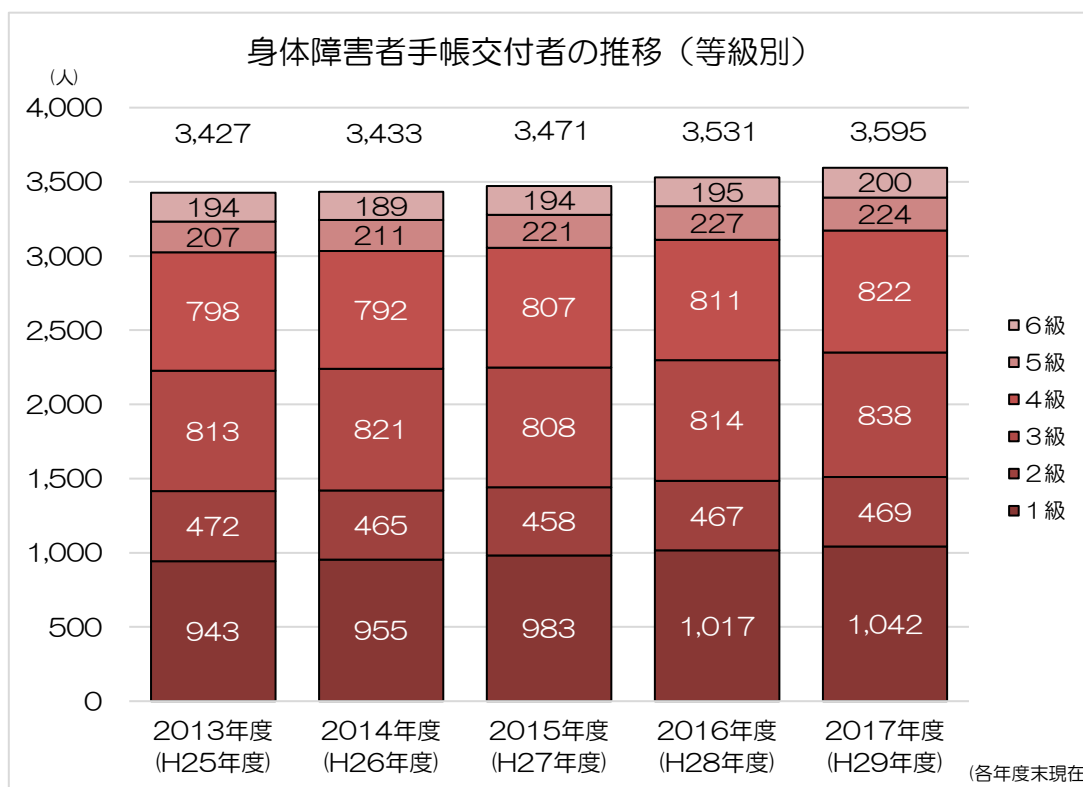
# 3 障害者支援

## 1 障害者の現状

### (1) 身体障害者の状況

2017年度（平成29年度）には、3,595人で、2013年度（平成25年度）から比べると、168人の増となっています。

障害別にみると、内部障害の方が増加傾向となっています。



### 身体障害者手帳交付者の推移（障害別）

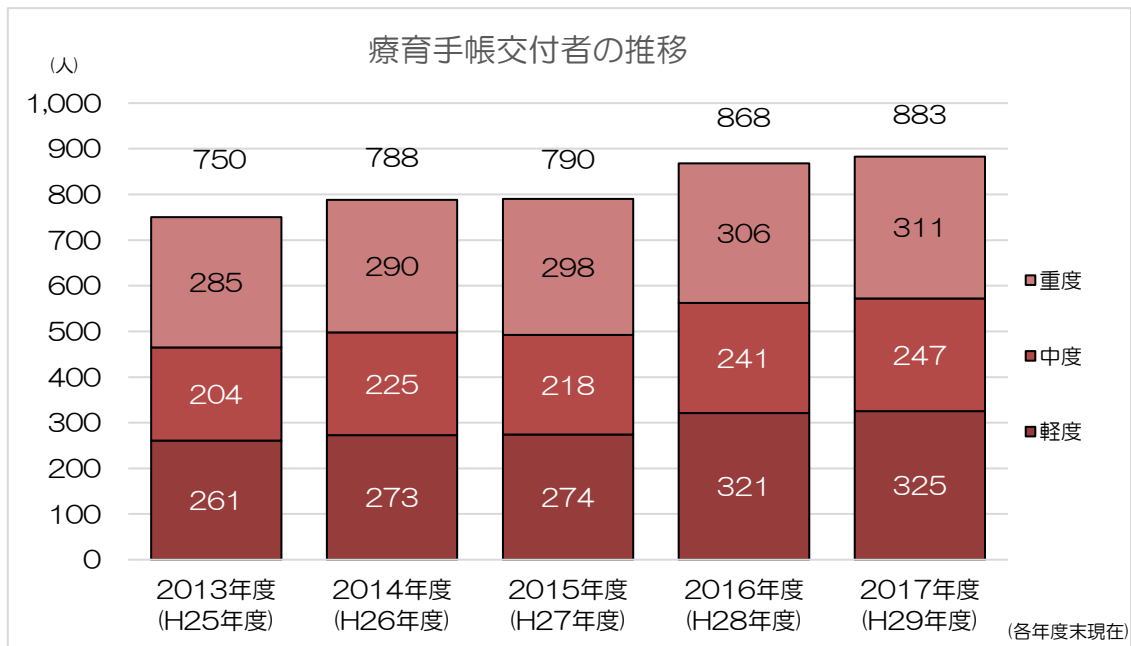
(単位：人)

障害	視覚	聴覚	言語	肢体	運動機能	内部	合計
2013年度 (H25年度)	171	248	36	1,890	2	1,080	3,427
2014年度 (H26年度)	169	252	38	1,864	2	1,108	3,433
2015年度 (H27年度)	172	259	41	1,857	2	1,140	3,471
2016年度 (H28年度)	179	262	40	1,861	2	1,187	3,531
2017年度 (H29年度)	183	268	43	1,866		1,235	3,595

(各年度末現在)

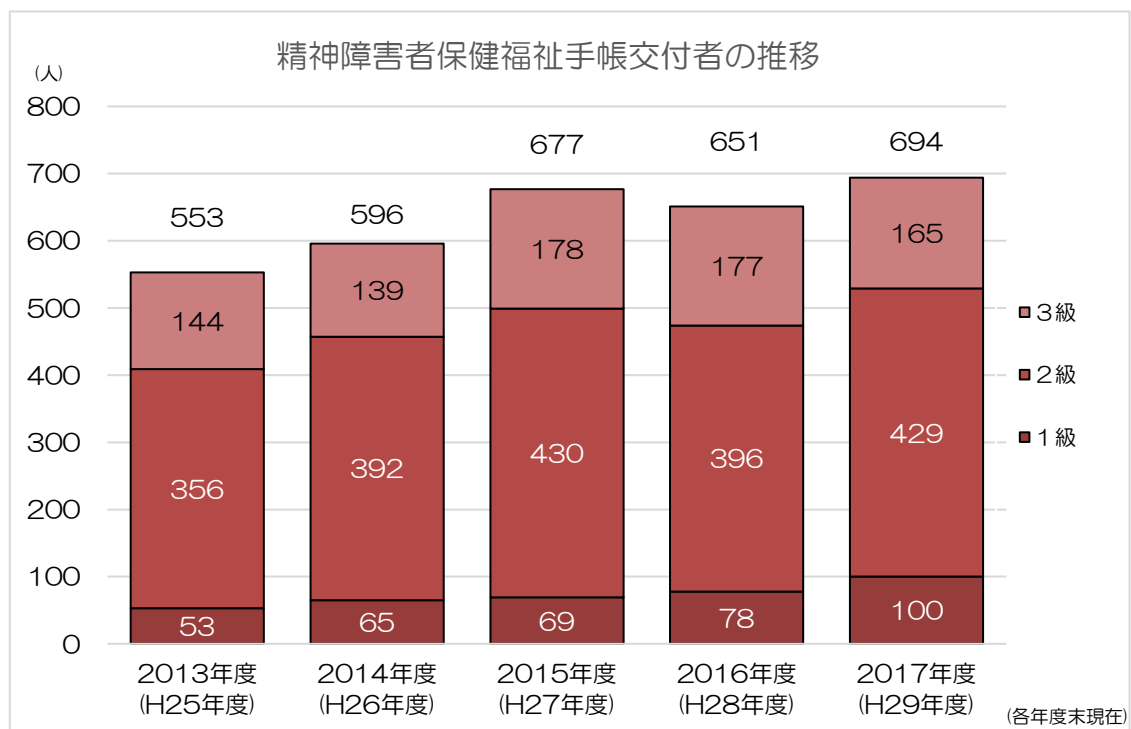
## (2) 知的障害者の状況

2017年度（平成29年度）には、883人で、2013年度（平成25年度）から比べると、133人の増となっています。



## (3) 精神障害者の状況

2017年度（平成29年度）には、694人で、2013年度（平成25年度）から比べると、141人の増となっています。



## 2 総合計画との関連

総合計画では、障害者支援について「いきいき」と「安心」して生活していくことができるよう、次のように「めざすまちの姿」を定めています。また、めざすまちの姿には、その進み具合を確認するための「まちづくり指標」が設定されています。

本計画の障害者支援では、総合計画との整合を図り、次のように政策を位置付けました。この4つの政策による障害者支援の推進にあたっては、「まちづくり指標」の推移も参考として進めていきます。

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
6 障害が理解され、障害者が地域でいきいきと生活している	1 障害者が地域でいきいきと生活できるよう、障害について理解できる機会をつくります			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
	8 地域社会で障害者が理解されていると思う人の割合（方向性↑）	48.7%	50%	53.7%

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
7 障害に応じた必要なサービスを受けることができる	2 障害者の地域での生活を支援します			
	4 障害者の社会参加を推進します (4-2 障害者の外出時の移動手段を支援します)			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
9 障害者の福祉サービスが整っていると思う人の割合（方向性↑）	48.8%	50%	55%	

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
7 障害に応じた必要なサービスを受けられることができる	3 必要な情報提供や助言ができるよう、相談支援を充実します		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
10 障害者やその家族からの相談を支援する体制が整っていると思う人の割合（方向性↑）	45.3%	48.9%	51%

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
27 若い世代、女性、障害者、高齢者など就業の場が豊富である	4 障害者の社会参加を推進します (4-1 障害者の就労の機会を充実します)		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
38 さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合（方向性↑）	37.6%	40%	48%※

※後期基本計画にあわせて上方修正



ボランティア・福祉体験教室

(点訳)



## 政策 1

障害者が地域でいきいきと生活できるよう、障害について理解できる機会をつくります

### 現 状

障害者が地域でいきいきと生活するためには、障害や障害者についての理解や認識がまだ十分ではなく、身近な地域、学校や職場などにおいて、障害や障害者についての理解を図るための啓発や教育を行う機会が不足しています。

### 方 向 性

障害のある人もない人も、互いが思いやりや助け合いの心を持ち、いきいきと生活する社会を目指し、障害者が地域社会で生活しやすくなるために、市民一人ひとりが障害について関心を持てるよう、学校教育等の場や地域において障害や障害者に対する理解と認識を深めるための啓発活動や福祉事業等を行います。

また、障害者自身が地域の間へ自ら参加し、交流できる機会を増やします。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の自立を支援するよう努めます。	障害者と交流する機会づくりやボランティア活動を行うなど、地域で障害者の自立を支える取り組みを進めます。	関係団体と連携して、普及・啓発を行うなど、障害者に対する理解や関心を深めるとともに、障害者の自立に向けた取り組みを進めます。



人権啓発活動事業

政策 1

施策 1

障害者に対する理解・啓発を推進します

## 課題

障害や障害者についての理解や認識がまだ十分ではないため、身近な地域、学校や職場などにおいて、障害や障害者についての理解を図るための啓発や教育を行う機会を増やす必要があります。

また、障害者とふれあう機会が少なく、障害や障害者に対して正しく理解されていない場合があるため、障害者と市民の交流する機会を増やす必要があります。

## 今後の取り組み

市民一人ひとりが障害について関心をもてるよう、学校教育等の場や地域において、社会福祉協議会等が行う啓発活動や福祉事業等をとおして、障害や障害者に対する理解と認識を深め、偏見や差別をなくすための活動を支援していきます。また、障害者と市民の交流の場や機会の充実に努め、障害者団体等の活動を支援していきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
1 2 体験学習などを通じて、障害のことを理解できたと感じている生徒の割合（方向性↑）	%	72.1	75	78
1 3 障害が理解されていると思う障害者（その家族）の割合（方向性↑）	%	46.6	50	55

- （主な事業）
- 社会福祉協議会補助事業（ボランティア・福祉体験教室等）
  - 人権啓発活動事業 ■障害者理解促進事業
  - 社会福祉団体活動補助事業

## 政策 2 障害者の地域での生活を支援します

### 現 状

「障害者総合支援法」では、障害者が地域で安心した生活を送ることができるよう、障害の特性や心身の状態などに応じて受けられる様々な福祉サービスがあります。障害者自らが利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを受けることのできる障害福祉サービスに加え、地域の特性に合わせて効果的・効率的に行う地域生活支援事業があります。

また、障害者の地域における自立のサポートや福祉向上のため、医療費の助成や手当の支給といった制度があり、障害者の経済的負担軽減が図られています。

そうした中、地域における人間関係の希薄化や核家族化といった社会環境や家庭環境は、家族だけで障害者の日常生活の支援を十分に行えない可能性が高いことから、公的支援が重視されています。

### 方 向 性

障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、多様なニーズに対応した福祉サービスを充実し、障害のある人もない人も安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた体制づくりを目指すとともに、障害者の居住や日中活動の場の確保について事業者等と協力しながら推進していきます。

また、福祉サービスの充実に加え、障害者の生活を支える各種手当や助成などの制度が一層活用されるよう、周知を行います。

さらに、社会参加を促進するため、意思疎通に支障のある障害者へ支援を図りながら、障害者が地域社会の一員としていきいきと安心した生活を送ることができるよう、コミュニケーション支援の充実を目指します。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
地域での社会参加や自立を実現するためにどのような福祉サービスを希望するのか、意思表示を行います。	障害のある人もない人も分け隔てなく安心して生活ができるよう、一人ひとり支えあいます。	障害者が地域で充実した生活を送ることができるよう、障害者の実情に合った福祉サービスの提供を支援します。



政策 2	障害者が必要とするサービスを適切に受けることができるよ
施策 1	うに支援します

## 課題

自分らしく生きることを実現するため、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう福祉サービスの充実を図ることが必要です。

## 今後の取り組み

地域で生活している障害者が、ライフステージの変化に左右されることなく、住み慣れた地域で日常生活を送ったり、社会参加できるよう、一人ひとりに応じた福祉サービスの充実に努めます。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
14 地域生活支援事業及び障害福祉サービスに関する受給者証の交付者数(方向性↑)	人	482	530	570
15 適切な福祉サービスを受けていると思う障害者(その家族)の割合(方向性↑)	%	51	55	60

- (主な事業)
- 障害福祉サービス事業
  - 地域生活支援事業
  - 補装具購入費支給事業
  - 配食サービス事業
  - 日常生活用具給付
  - あんしん電話設置事業
  - 重度身体障害者入浴サービス事業
  - 寝具クリーニング事業

## 【用語の解説】

- ノーマライゼーション…高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方又はそれに基づく社会福祉政策。
- ライフステージ …人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの、それぞれの段階。

政策 2

施策 2

障害者の経済的負担の軽減を図ります

課題

障害者が自立した生活を送るために必要な収入を確保することは、容易なことではありません。また、医療費をはじめとした様々な費用等の支払いは、障害者にとって大きな負担となっています。安定した生活を送るためには、所得の確保や負担軽減の制度を活用することが重要となっています。

今後の取り組み

受給可能な手当や医療費の助成等は、障害の内容や等級によって異なります。そのため、障害者一人ひとりに適した手当等を引き続き案内していきます。

また、対象者数の増減に関わらず、経済的負担の軽減と安定した生活を維持するため、手当や医療費の助成に関しての財源確保に努めます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
16 障害者援護扶助費の延べ支給人数 (方向性↑)	人	43,624	49,000	55,000
17 障害者医療費の延べ受給者数 (方向性↑)	人	1,959	2,060	2,160

- (主な事業)
- 特別障害者手当支給事業
  - 県在宅重度障害者手当
  - 障害者援護扶助費支給事業
  - 更生医療給付事業
  - 自立支援医療（精神通院）の給付
  - 心身障害者医療助成事業
  - 精神障害者医療助成事業
  - 施設使用料の減免

(指標の解説)

16 障害者に対する市単独手当の延べ支給人数

【用語の解説】

●障害者医療費…一定の障害がある人に対して、医療費（保険診療分）の自己負担額を助成する。

政策 2	意思疎通を図ることに支障がある障害者を支援します
施策 3	

課題

地域で安心した生活を送るためには、周囲とのコミュニケーションが必要不可欠です。視覚障害者や聴覚障害者にとっては、より重要なものであり、周囲とのコミュニケーション不足から社会参加をためらうことや、ひきこもりがちとなることを防ぐための情報伝達に関する支援が必要となります。

今後の取り組み

社会参加を促進するコミュニケーション支援が円滑に行うことができるよう、聴覚障害者に必要な手話通訳者・手話奉仕員の確保や育成を行っていきます。

また、聴覚障害者に対して必要な要約筆記や視覚障害者に対して必要な声の広報事業についても継続していきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
18 手話通訳派遣の件数（方向性↑）	件	54	65	75
19 手話奉仕員等の登録者数 （方向性↑）	人	34	40	50

（主な事業）

- 手話通訳派遣事業    ■要約筆記派遣事業
- 手話奉仕員養成講座    ■声の広報作成事業

（指標の解説）

19 知多管内で登録している手話奉仕員及び手話通訳者の数

【用語の解説】

- 手話通訳 … 聴覚に障害がない人の音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害がある人の手話を音声の言葉に置き換えることで、互いの意思疎通を図る。
- 要約筆記 … 聴覚障害者で、主に手話を知らない方に、話している言葉を速く、正しく、読みやすく要点をまとめて文章にし、情報伝達を行う。
- 手話奉仕員養成講座 … 聴覚障害、聴覚障害問題等が理解でき、手話で日常会話を行うことが可能な程度の語彙や表現技術の習得を目指す講座。
- 声の広報作成 … 視覚障害者向けに市広報「とうかい」を録音し、貸出CDの作成を行う。

### 政策 3

必要な情報提供や助言ができるよう、相談支援を充実します

#### 現 状

障害者自身が、自分に合った福祉サービスを選択したくても、法改正等による福祉制度の変更やサービス提供主体が多様化しているため、どのようなサービスがあるのかわかりづらく、選択することが難しくなっています。

2017年度（平成29年度）から本市単独で障害者相談支援センターを運営し、身近な地域で相談しやすい体制を整備し、周知に努めたことにより、障害者やその家族からの相談が増加しているため、相談件数の増加に対応できるよう、よりよい体制づくりを行う必要があります。

#### 方 向 性

障害者やその家族が抱える問題についての相談を受け、必要な情報の提供や助言ができるような相談支援体制を整えます。

障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。

サービス等利用計画の円滑な作成等を行うことができるよう、相談支援事業所の設置促進など相談支援体制の充実に努め、障害者の様々なニーズに応じた福祉サービスの提供につなげます。

障害者相談支援センターなど相談支援体制の強化や、各機関の専門性を生かした相談支援と相互連携による一体的対応に努めます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
近所の方と困ったことを気軽に相談しあえる関係を築き、情報収集に努めます。	気軽に相談できる体制を築き、関係機関と連携を図り、情報提供や支援を行います。	障害者やその家族が気軽に相談できる相談支援体制を整えるとともに情報提供を行います。

#### 【用語の解説】

- 障害者相談支援センター…東海市から委託を受けた法人が相談業務等を行う。

政策 3	相談支援体制を充実します
施策 1	

課題

障害者やその家族が抱える福祉に関する様々な問題についての相談を受け、必要な情報の提供や助言ができるような相談支援体制を整える必要があります。

また自分に合った福祉サービスを選択して利用するためにサービス等利用計画の作成を行ったり、計画どおりにサービス提供を受けているかの把握を行ったりする必要がありますが、作成することができる相談事業所自体が不足しています。

今後の取り組み

障害者などからの相談に応じ、その方にとって必要な情報の提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。

広報やホームページ等で、福祉サービス等に関する情報提供を行います。

障害者などからの相談に対応できる専門的な相談員の育成を支援し、資質向上に努めます。

障害者相談支援センター、地域福祉サービスセンター、民生委員連絡協議会等の関係機関との連携を強化し、障害者やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
20 障害者相談支援センターに寄せられた相談件数(方向性↑)	件	2,112	2,300	2,500
21 気軽に相談できる機関がある障害者(その家族)の割合(方向性↑)	%	51	55	60

- (主な事業)
- 障害者相談支援事業(障害者相談支援センター)
  - 地域相談支援給付 ■計画相談支援給付
  - 地域福祉サービスセンター補助事業 ■障害者相談員設置事業

【用語の解説】

●地域福祉サービスセンター…社会福祉協議会が運営し、市民を対象に相談業務を行う。

## 政策 4 障害者の社会参加を推進します

### 現 状

障害者が地域においていきいきとした生活を送ることができるよう、障害の特性に応じた就労支援や移動手段の確保を行い、障害者の社会参加を推進しています。

障害者の就労には、一般就労と福祉的就労があり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、障害者を一定率以上雇用する義務のある事業主が一般就労を支援し、「障害者総合支援法」に基づいて、社会福祉法人が福祉的就労を支援しています。

また、ハローワークや知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」などにより就職支援や職業訓練が行われています。

福祉タクシー利用助成等や、一人で外出困難な方に対しては地域生活支援事業である移動支援の利用により、障害者の社会参加を支援しています。また、社会福祉協議会が移送サービスを、NPOが福祉有償運送事業を行っています。

### 方 向 性

障害者が就労や余暇活動を通して、地域の中で働きがいや生きがいのある生活を送ることができるよう、障害の特性に応じた多様な就労機会を充実させるとともに、広範囲に活動できるよう移動手段の確保に努め、社会参加の一層の促進を図ります。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
障害の特性に応じた就労を自ら選択し、就労できるよう努めるとともに社会参加を積極的に行います。	障害者が参加しやすい地域行事を行うことにより、社会参加できる機会を増やします。	障害者の就労の場の情報提供を行うとともに移動手段を確保します。

#### 【用語の解説】

- 一般就労 ……労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業等への就労。
- 福祉的就労 ……一般就労が困難な障害者のために福祉的な観点から配慮された環境での就労。
- 福祉有償運送事業 ……NPOや社会福祉法人が高齢者や障害者等一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービス。

## 政策 4

## 施策 1

障害者の就労の機会を充実します

## 課題

障害者総合支援法において、一般企業への就職を目指す「就労移行支援事業」、就労後の支援を行う「就労定着支援」が導入されるなど一般就労に向けた取り組みが強化されています。しかしながら、社会経済状況による雇用不安や事業主の理解不足などにより一般就労に結びつかない場合が見られます。

## 今後の取り組み

福祉的就労を希望する障害者には、適切な支給決定を行うとともに、ペットボトル等の処理業務を福祉施設に委託する等、市の業務委託を継続します。

障害者雇用補助金の周知やハローワークなどの関係機関と一層の連携を図ることにより、一般就労を推進します。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
22 就労継続支援事業の利用者数 (方向性↑)	人	188	210	240
23 福祉施設から一般就労への移行者数 (方向性↑)	人	6	8	10

(主な事業)

■職親手当 ■障害者雇用補助金 ■労働相談

■就労継続支援事業 ■就労移行支援事業 ■就労定着支援事業

■障害者地域就労支援事業

## 【用語の解説】

- 職親 …知的障害者を預かり、自立更正のために指導や訓練を行う民間人のことで、障害者支援に熱意のある事業経営者等の下で、生活指導や技能習得訓練等を受ける制度。
- 就労継続支援事業 …一般の事業所で働くことが困難な障害者に就労の機会や生産活動の機会を提供する事業で、「A型(雇用型)」と「B型(非雇用型)」がある。
- 就労移行支援事業 …一般企業等での就労を希望する障害者に就労に必要な知識や能力の向上をめざした訓練を行うとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供する事業。
- 就労定着支援事業 …就労に伴う課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等を行う事業。

政策 4

施策 2

障害者の外出時の移動手段を支援します

課題

福祉タクシー利用助成事業、自動車改造費・自動車運転免許取得費助成事業等をおして障害者の移動手段の確保に努めていますが、引き続き広報等により周知するとともに、利用できるタクシー会社の拡大が必要です。

市循環バスについては、身体、知的、精神障害者が無料で利用できますが、知多バスが運行する独自路線バスは、精神障害者の運賃割引は行っていません。

移動支援を利用する障害者は年々増加しており、事業所の拡充が求められています。

今後の取り組み

各種助成制度の継続及び周知を行うとともに、利用できるタクシー会社や移動支援事業所の拡充に努めます。

精神障害者の運賃割引の実施について、知多バスへ働きかけます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
24 福祉タクシー等利用券の交付件数 (要介護高齢者分を除く) (方向性↑)	件	899	1,000	1,100
25 移動支援の利用者数 (方向性↑)	人	176	200	220

(主な事業)

- 障害者福祉タクシー利用助成事業
- 障害者バス乗車運賃助成事業
- 障害者自動車改造費補助金
- 障害者自動車運転免許取得費補助金
- 移動支援





ボランティア・福祉体験教室  
(盲導犬)



障害者地域就労支援事業  
(大池公園 ふらっと 販売風景)



障害者相談支援事業  
(障害者相談支援センター  
相談風景)

## 4 子育て支援

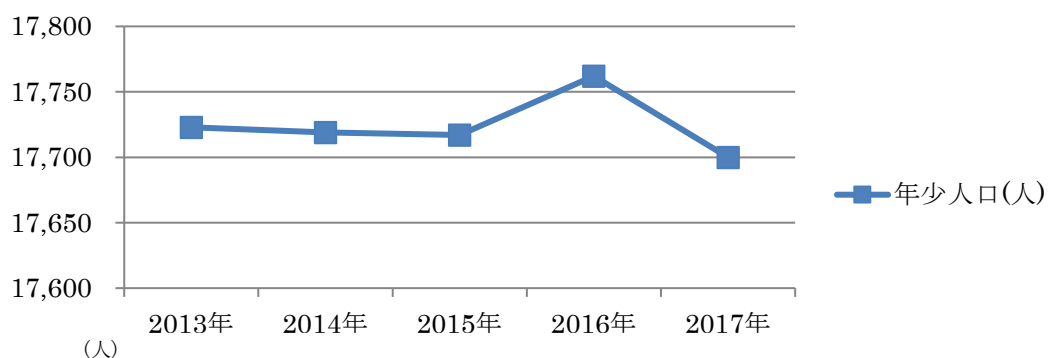
### 1 子育て支援の現状

#### (1) 年少人口の状況

年少人口（0～14歳）の推移をみると、2013年（平成25年）で17,723人、2018年（平成29）年で17,700人となっており、横ばい状況です。人口全体に占める割合では、2013年（平成25年）15.9%、2018年（平成29）年15.5%となっており、ゆるやかに減少しています。

	各年4月1日現在				
	2013年(H25)	2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)	2017年(H29)
人口全体（人）	111,256	112,146	112,681	113,727	114,170
年少人口（人）	17,723	17,719	17,717	17,762	17,700
対前年増減(人)	166	△4	△2	45	△62
人口割合	15.9%	15.8%	15.7%	15.6%	15.5%

年少人口の推移



#### (2) 合計特殊出生率の状況

東海市の合計特殊出生率は、2016年（平成28年）で1.88と、全国1.44、愛知県1.50及び知多管内の市の合計特殊出生率を上回る状況にあるものの、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07を下回っています。

合計特殊出生率の年次推移

区分	2013年(H25)	2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)
東海市	1.82	1.82	1.84	1.88
愛知県	1.47	1.46	1.50	1.50
全国	1.43	1.42	1.46	1.44

※それぞれが独自に算出したものです。

## (3) 保育事業の状況

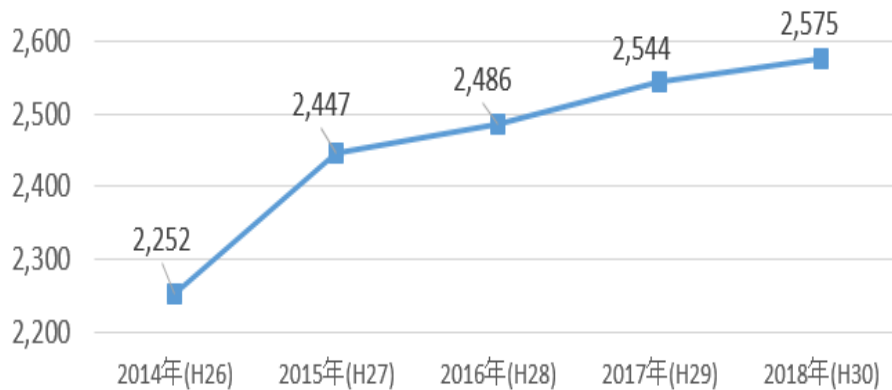
保育所等入所児童数は、女性の活躍推進による共働き家庭の増加や働き方の多様化などにより、2014年2,252人、2018年2,575人と増加傾向が見られます。中でも、3歳未満児は、2014年654人、2018年886人と、顕著に増加しており、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。

また、市立保育園の入所者における延長保育及び早朝保育の利用者割合も増加しており、特別支援保育も、2014年87人、2018年113人と目立った増加傾向が見られます。

各年度4月1日現在 就学前児童数・保育所等入所児童数 等

区 分		2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)	2017年(H29)	2018年(H30)
就学前児童数		7,326	7,256	7,189	7,107	6,874
保育所等入所児童数（広域入所2・3号及び企業主導型保育事業を含む）	0-5歳計	2,252	2,447	2,486	2,544	2,575
	0歳	34	42	38	57	72
	1歳	256	302	311	316	337
	2歳	364	384	431	445	477
	3歳未満児計	654	728	780	818	886
	3歳	451	537	512	512	508
	4歳	597	564	611	593	585
	5歳	550	618	583	621	596
うち市立保育園	入所児童数	2,252	2,447	2,476	2,523	2,470
	うち延長保育	1,427	1,522	1,548	1,654	1,662
	利用割合	63.4%	62.2%	62.5%	65.6%	67.3%
	うち早朝保育	537	616	646	717	710
	利用割合	23.8%	25.2%	26.1%	28.4%	28.7%
	うち特別支援保育	87	89	101	102	113
	利用割合	3.9%	3.6%	4.1%	4.0%	4.6%

保育所等入所児童数の推移(人)



## 【用語の解説】

- 特別支援保育・・・特別に支援を要する児童に対し、必要な時に介助及び支援を行う保育士を配置し、集団保育の児童とともに保育を受けることで子ども自身の発達を支援することを目的とする。

## 2 総合計画との関連

総合計画では、子育て支援について「快適」と「ふれあい」を大切に生活していくことができるよう、次のように「めざすまちの姿」を定めています。また、めざすまちの姿には、その進み具合を確認するための「まちづくり指標」が、次のとおり設定されています。

本計画の子育て支援では、総合計画と子ども・子育て支援事業計画との整合を図り、次のように政策を位置付けました。

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
8 未来を担う子どもが生まれ健やかに育っている	1 健やかに育つ支援サービスを充実します			
	2 結婚活動を応援します			
	3 親子の健やかな育ちを支援します			
	4 安心して子育てができるよう体制を充実します			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
1 1 子育てがしやすいまちであると感じている人の割合（方向性↑）		64.9%	68%	76%※

※後期基本計画にあわせて上方修正

総合計画「めざすまちの姿」	本計画			
9 地域の大人や若者が子どもの成長を見守り、支援をしている	5 地域に関わる団体等と連携し、児童館が地域の子育ての拠点となるような体制を充実します			
	まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
1 3 児童館総来館者数（方向性↑）		134,711人 /年	137,000人 /年	140,000人 /年

4 子育て支援

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
9 地域の大人や若者が子どもの成長を見守り、支援をしている	6 子どもが元気に遊ぶことができる環境を整備します		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
12 地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合（方向性↑）	23.0%	25%	30%

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
27 若い世代、女性、障害者、高齢者など就業の場が豊富である	1 健やかに育つ支援サービスを充実します (1-4 ワーク・ライフ・バランスを推進します)		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
38 さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合（方向性↑）	37.6%	40%	48%※

※後期基本計画にあわせて上方修正



子育て広場開催事業  
(にこにこパパ広場)

## 政策 1

## 健やかに育つ支援サービスを充実します

### 現 状

女性の活躍推進による共働き家庭の増加や働き方の多様化などにより、低年齢児から保育所等や保育サービスの提供を希望する子育て世帯が増えています。

子どもを取り巻く現状は多様化しており、保育所等や幼稚園に期待される役割が大きくなっており、新たな体制づくりが必要となっています。

### 方 向 性

2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て新制度」が施行され、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に進めるための新しい仕組みが始まりました。このことを受け、子ども・子育て関係者等から広く意見を聞き、子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策を進めます。

また、職場における子育ての理解を高めるような普及・啓発を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画の取り組みを支援します。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
子どもが健やかに育つため、成長を見守るとともに成長に合わせた支援に努めます。	地域や職場が連携して、安心して子育てできるよう努めます。	多様な保育ニーズに対応できる施設や保育サービスの充実を進めます。

#### 【用語の解説】

- 子ども・子育て新制度 ……「子ども・子育て関連3法」に基づく、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、2015年度（平成27年度）から施行された。
- ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

政策 1	ニーズに合った保育環境を充実します
施策 1	

課題

保育所等への入園希望の増加や多様なニーズに保育サービスが対応するために、保育士の確保や、民間事業者による保育施設の整備が急務となっています。

特に、低年齢児の需要の高まりにより、受け入れ体制が十分でないことも課題となっています。

今後の取り組み

保護者の多様な勤務形態等によるニーズに合った保育サービスの提供を図るとともに、待機児童を発生させないような保育士の確保、民間事業者に対する施設整備費補助を通じた保育施設の整備などを計画的に推進します。

また、保育・教育施設の今後の利用希望を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の中で利用定員を定め、各年度で見込み設定を行い、受け入れ体制の充実を図ります。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
26 保育園の待機児童数(方向性↓)	人	17	0	0
27 多様な保育ニーズに対応できる場所がある と思う人の割合(方向性↑)	%	22.4	25	30

(主な事業) ■保育所等整備費補助事業 ■早朝延長保育事業  
 ■一時的保育事業 ■病児・病後児保育事業

政策 1	子どもの育ちにあった支援体制を充実します
施策 2	

課題

本市では、健診時や訪問による個別支援・指導、児童発達支援センター（あすなろ学園やカトレア）での療育、保育園での特別支援保育、小中学校の特別支援学級などがそれぞれで対応しています。引き続き、関係機関が連携・協力し、一人ひとりの子どもの育ちにあった支援体制を充実させることが求められています。

今後の取り組み

発達の遅れや障害のある子どもが地域で安心して生活でき、質の高い支援が継続的に受けられるよう関係機関と連携を図るとともに、保育園の特別支援保育の充実をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービス等による適切かつ効果的な療育が受けられるよう各事業所と協力等していきます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
28 特別支援保育在園者数（方向性↑）	人	65	105	120
29 子育てメルマガ登録者数（方向性↑）	人	1,402 (2017年度)	—	1,600

【用語の解説】

- 児童発達支援センター…児童福祉施設として専門機能を活かし通所利用の障害児やその家族への支援を提供するだけでなく、地域の障害児やその家族の支援、保育所等に通う障害児の訪問支援など地域支援を合わせて行うなどの役割を果たす療育施設。

(主な事業)

- あすなろ学園管理運営事業
- 親子発達支援教室開催事業 ■障害児児童福祉サービス給付事業
- 補充・代替保育士雇用事業





保育園行事  
(ひなまつり)



保育園行事  
(こどもの日のつどい)



南部子育て支援センター

政策 1	保護者の経済的負担の軽減を図ります
施策 3	

課題

近年、子どもの養育に関する費用の増大など、子育てにおける経済的負担は少子化の要因となっています。

本市では、子ども医療費の助成の拡大や保育園・幼稚園などに通う園児の保護者に対し第3子以降の保育料無料化事業の市単独給付等、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も、国や県の制度と整合を図りつつ、経済的な支援を継続していく必要があります。

今後の取り組み

子育て家庭に対し各種助成制度の継続実施により、経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭については、各種手当の給付や相談を行い、自立した生活を営めるよう支援します。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
30 子ども医療費受給者証交付件数 (方向性↑)	件	17,121	17,800	17,800
31 ひとり親家族等への就業相談件数 (方向性↑)	件/年	49 (2017年度)	—	57

(主な事業)

- 子ども医療助成事業 ■妊産婦・乳児健診事業
- 妊婦医療助成事業 ■ごみ指定袋制度推進事業
- 児童手当給付事業 ■児童扶養手当給付事業
- 障害児児童福祉サービス給付事業 ■幼稚園入園料等補助事業
- 認可外保育施設利用料補助事業 ■母子家庭等医療助成事業

政策 1	ワーク・ライフ・バランスを推進します
施策 4	

課題

仕事と家庭、個人活動の調和を理想としながらも、現実には「仕事」が優先となっている人が多く、理想と現実のギャップがあります。

また、結婚や妊娠・出産・子育て、介護などで職業生活に影響を受ける女性も多く、だれもが働きやすく、働き続けることができ、職業生活と家庭生活の両立を実現するための取り組みを推進する必要があります。

今後の取り組み

だれもが働き続けることができる職場づくりの推進のため、事業所への情報提供や啓発を行うほか、男性の家庭生活への参画促進の啓発や、仕事と子育ての両立を支援する講座等の開催により、就労継続のための支援を行います。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
32 2年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、 家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 (方向性↓)	%	28.8	—	27
33 男女共同参画に関する取り組みを行っている 事業所の割合 (方向性↑)	%	61.8	70	80
34 育児について、夫婦で協力している人の 割合 (方向性↑)	%	35.0	45	50

(主な事業) ■男女共同参画啓発事業 ■女性の活躍支援講座等開催事業

## 政策 2

## 結婚活動を応援します

### 現 状

2005年（平成17年）の国勢調査によると本市の30代の男性の未婚率が全国平均より高いことから、結婚活動を応援する拠点施設として、2011年（平成23年）4月1日に結婚応援センターを開設し、結婚活動に関する相談や結婚活動に必要なとされるコミュニケーションや身だしなみなどの講座の開催、イベント等による出会いの場の創出で結婚活動を支援しています。

また、結婚活動に関する情報は、ホームページや登録した方を対象とするメールマガジンにより発信しています。

### 方 向 性

行政のみの取り組みには限界があるため、市内外の多様な民間業者、個人、企業団体からなる結婚応援サポーターの協力を得て、サポーター主催の講座やイベント等を開催することにより、結婚を希望する男女への支援に努めます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
結婚したいと考えている人の個性や希望が多様であることを認識し、その人にあった結婚活動を一緒に考えます。	結婚応援サポーターとして結婚活動を応援します。	結婚応援センターを拠点とし、結婚活動を応援し、結婚応援サポーター活動を拡充します。

#### 【用語の解説】

- 結婚応援サポーター…結婚応援センターの事業趣旨に賛同し、結婚を希望する未婚者を応援する者で当センターの定める要件を満たす企業や団体、個人。（東海市外の方も登録可）

政策 2	未婚者支援対策を推進します
施策 1	

課題

未婚者支援事業は、事業効果が現れるのが数年後になることから、事業成果の測定が難しいと考えられます。

市が未婚者対策を支援することは、利用者にとっても安心感があります。

しかしながら、行政だけの取り組みには限界があるため、個人、企業及び団体からなる結婚応援サポーターの活動を推進していく必要があります。

今後の取り組み

講座や交流会を開催し、結婚活動に必要な能力向上を支援するとともに男女の出会いの場を提供します。

また、行政だけの取り組みには限界があるため、結婚応援サポーターを増やし、サポーター活動を支援します。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
35 結婚応援サポーターの登録数 (方向性↑)	件	72 (2017年度)	—	90
36 結婚祝い金の件数 (方向性↑)	件	3	4	5

- (主な事業)
- 結婚応援センター設置事業
  - 結婚応援センター出会いの場創出事業
  - 結婚祝い金支給事業



結婚応援センター  
出会いの場創出事業

### 政策 3

### 親子の健やかな育ちを支援します

#### 現 状

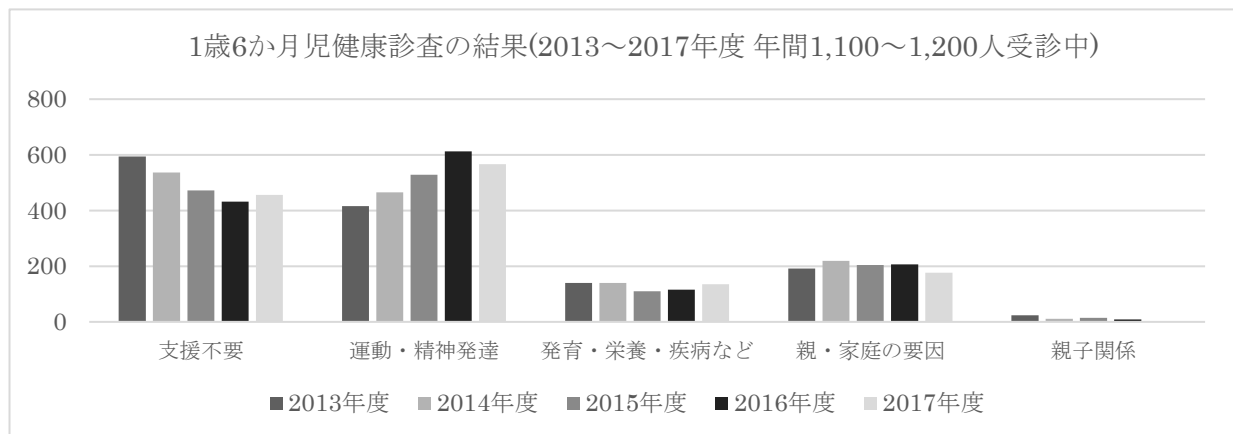
近年、少子化、核家族化に伴い、子育ての環境も大きく変化してきました。子どもとの関わりは自分とその周辺に限られたものになり、このため、出産して初めて子どもと出会い、スタートする子育てとなっています。

子育てに関する情報は、豊富で手に入れやすくなっているものの、地域の人々との交流も少なく、戸惑いと不安を抱いている保護者も多くみられ、社会全体で子育てを担っていくことが求められています。

#### 方 向 性

親だけが子育てをするのではなく、地域全体での子育てを推進します。親子の愛着形成を確立するため、育児についての情報提供や支援を積極的に行い、親と子が共に育ちあう環境づくりを目指します。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
親だけでなく、お互いに声をかけあって子どもに接していきます。	育児している親を支援するよう、地域活動の展開方法を工夫します。 地域でのふれあいを大切にします。	保護者への情報提供や支援を行います。 また、育児を親だけが背負うことなく、様々な人の間で支えられるよう、環境を作ります。



政策 3	母子保健事業を推進します
施策 1	

課題

1歳6か月児健診では運動発達や精神発達に何らかの支援を要する子どもが増加傾向にあります。また、親子関係で支援が必要な場合も一定数あります。これは、単に発達に課題を抱える幼児が増加しただけでなく、発達障害に対する周知が進んだことや児童発達支援施設の充実などの社会的背景も影響していると考えられます。親は、発達や発育に何らかの心配がある子どもに育てにくさを感じるが多く、子どもが健やかに育つためには、一人ひとりの特性や成長に合った適切な育児の支援が必要です。

また、全ての親子が健やかに育つために、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健が充実し、関係機関が連携し切れ間のない支援を実施することが必要です。

今後の取り組み

発達や発育に対する支援及び慢性疾患等を持つ子どもに関し、健やかな育ちのための質的な向上を図り、病気があってもその子らしい育ちを促します。

健康な母性、父性を育むために、思春期から保健活動を推進し、親子の愛着形成の確立に努めます。

妊娠期から乳幼児期に具体的な育児を実践できる場や教室等の展開、支援の充実を図ります。

子ども一人ひとりに合った支援を行うため、関係機関が連携した体制づくりを進めます。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
37 子育てに関して気軽に相談できる機会がある と思う人の割合 (方向性↑)	%	17	20	30
38 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる人の 割合 (方向性↑)	%	78.1	80	83

- (主な事業)
- 妊産婦・乳児健診事業    ■妊婦医療助成事業
  - 妊産婦総合相談事業    ■乳幼児健診・産婦歯科健診事業
  - 育児・妊婦相談事業    ■乳・幼児健診事後相談事業    ■発達支援事業
  - 乳児家庭全戸訪問事業    ■母子教育事業    ■不妊治療助成事業

## 政策 4

## 安心して子育てができるよう体制を充実します

### 現 状

家庭や地域において、子どもを養育する機能が低下している中で、子どものいる家庭では、経済的不安、育児不安、育児に伴う負担などのストレスが積み重なり、核家族化などの影響もあって、家族が社会的に孤立し、育児に常に不安を抱えながら子育てを行っています。さらに予期しない妊娠、子育てへの不安、核家族化が進んだことによる社会からの孤立、経済的不安などさまざまな要因が絡み合うことで子どもに対する虐待が発生しています。

### 方 向 性

子どもの個性にあった支援を行うとともに、育児不安の軽減や養育状況に応じた切れ目のない支援を行い、安心して子育てができる環境の整備を目指します。特に、児童虐待の未然防止に向けて、関係機関と連携するとともに、早期発見、早期対応に努めます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
日頃から地域の子どもを見守ります。	地域全体が連携して、安心して子育てができる地域づくりに努めます。	安心して子育てができるよう切れ目のない支援を行います。



育児講座（よちよち広場）



政策 4	前向きな子育てを支援し子どもへの虐待を防止します
施策 1	

課題

子どもの健全な成長を阻害する児童虐待が大きな社会問題となっています。潜在化の特性を持つ児童虐待について、通報や児童の健診データ、保育園や学校での様子などのデータに係る分析力・検討力を高め、早期発見、早期対応を図る必要があります。

また、子どもへの虐待を未然に防ぎ健全に育つための愛着形成や自己肯定感を獲得するためのサポートをはじめ、育児不安を払拭するためのきめ細やかな相談事業や場・情報の提供が求められています。

今後の取り組み

子どもの個性にあった環境整備を行うと共に、各種子育て講座などを開催し、安心して子育てができる体制づくりを進めます。特に産後間もない時期の母親は、体調や精神面の不調により育児不安に陥りやすいため、安心して子育てができるよう環境の整備に取り組み、切れ目のない支援を行う必要があります。

また、相談事業の充実・連携を図るとともに気軽に悩みを相談できる体制を整備することにより育児不安の軽減に努め、児童虐待の未然防止に努めると共に早期発見、早期対応を心がけます。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
39 子どもへの虐待に関する通報先を知っている人の割合 (方向性↑)	%	20.9	30	40
40 虐待発生件数 (方向性↓)	件/年	28	25	20

- (主な事業)
- 育児講座開催事業
  - 各種相談事業
  - 児童虐待等対策事業
  - 要保護児童対策地域協議会設置事業
  - 児童委員・主任児童委員活動支援事業
  - 養育支援訪問事業

## 政策 5

地域に関わる団体等と連携し、児童館が地域の子育ての拠点となるような体制を充実します

### 現 状

児童館は、地球温暖化の影響やそれに伴う気候変化により子どもや乳幼児親子等が快適に過ごすことができる場所としては十分な状況になっていません。

また、核家族化や女性の社会進出などの社会情勢の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでおり、地域組織活動の活性化が望まれている状況です。

### 方 向 性

児童館が地域の子育て支援の拠点として、子どもや乳幼児親子等が安心、快適に過ごすことができるよう環境整備を図ります。

また、積極的に子育て支援を行っている地域組織をサポートし、一体となって児童健全育成に努め、児童館が地域における交流の場となるような体制づくりを進めます。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
日ごろから、あいさつや声かけをするなど、地域の子どもの成長を見守ります。	大人と子どもが交流できる機会や場をつくるなど、地域全体で子どもの成長を見守ります。	児童館を地域の子育て支援の拠点として運営します。 また、地域で子どもが元気に遊べる環境を整備します。



園児とお年寄りとの交流事業

政策 5	地域における活動を支援します
施策 1	

課題

核家族化や少子化が進むなど社会環境の変化に伴い、家庭はもとより子どもをとりまく地域社会の機能が弱体化し、人と人のつながりが希薄化していることから、子どもの社会性や自主性を育む機会が減少しています。

今後の取り組み

子どもの社会性を育むためには、異年齢の子どもや地域の中で世代を超えた交流を図ることができるようにするとともに、多様な機会をとおしてられあえる場を充実できるように努めます。

また、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を自主的な参加により行っている地域組織を積極的に支援することで、地域と一体となって児童の健全育成に努めます。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
41 児童館利用者数（児童を除く。） (方向性↑)	人/年	35,627	44,000	52,400
42 地域の大人や若者が関わった児童館行事数（方向性↑）	日/年	164	199	234
43 ファミリー・サポート・センター利用 件数（方向性↑）	件/年	1,476 (2017年度)	—	1,500

(主な事業)

- 児童館管理運営経費
- 放課後児童健全育成補助事業
- 園児とお年寄りとの交流事業
- 初めての子育て家庭訪問事業
- 子ども会活動補助事業
- 児童館地域活動補助事業

## 政策 6

## 子どもが元気に遊ぶことができる環境を整備します

### 現 状

少子化や核家族化の進行などにより、子ども同士が集団で遊んだりふれあったりする機会が減少してきています。また、都市化の進展に伴い子どもの成長にとって大切な自然と接する機会が少なくなっており外遊びからゲーム等への遊びの質的变化、体力の低下など家庭や地域において子どもが健やかに育つための環境整備が必要となっています。

### 方 向 性

地域の中で、子どもの育ちに対する支援者の充実を図るとともに、身近な子どもの遊び場である児童館や児童遊園等の整備を進めることで、安全かつのびのびと活動できる居場所づくりを推進します。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
地域の施設を積極的に利用するよう努めます。	子どもの育ちに関わる機会を充実させ、子どもが健全に育つ地域づくりに努めます。	子どもが安全にのびのびと遊ぶことができる場の整備を進めます。



児童館行事  
(すいとんづくり)

政策 6	子どもがのびのびと豊かな体験ができる活動を支援します
施策 1	

課題

都市化に伴い里山等が減ったことにより自然とふれあう機会が減少しています。また、核家族化や雇用形態の変化により、子どもを取り巻く家庭や地域の環境が大きく変化しており、体力や豊かな心を子どもが身につけるための環境整備が求められています。

今後の取り組み

次代を担う子どもが豊かな心や社会性を育むことができるよう、身近な場所で異年齢の仲間や地域の大人と交流したり、自然とふれあう楽しさを感じたりできるような活動を展開します。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
44 身近に子どもの遊び場があると思う人の割合 (方向性↑)	%	40.4 (2017年度)	—	43

(主な事業)

- 児童館管理運営経費
- 児童館整備事業
- 児童館維持補修事業
- 児童遊園等維持管理経費
- 児童遊園等整備事業

政策 6

施策 2

親と子の居場所を充実します

課題

核家族化、雇用形態の変化により、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、さらに情報技術の発達などによる情報の氾濫や人間関係の希薄化など家庭や地域において児童健全育成上配慮すべき状況が進んでおり、子どもが健やかに育つための環境づくりが必要となっています。

今後の取り組み

子育て総合支援センターを核として、児童館を各地域における子育て支援の拠点として体制の拡充を図り、包括的な支援を行っていきます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
45 身近に子どもの遊び場があると思う人の割合 (方向性↑)	%	40.4 (2017年度)	—	43
46 市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合 (方向性↑)	%	55.5	60	65

- (主な事業)
- 子育て総合支援センター管理運営事業
  - 子育て広場開催事業 ■育児講座開催事業
  - 子育てサークル等育成支援事業 ■親子発達支援教室開催事業
  - えほん館読み聞かせ事業 ■育児支援親子教室開催事業
  - 北部・南部子育て支援センター管理運営事業
  - 児童館管理運営経費 ■児童館整備事業
  - 児童遊園等維持管理経費 ■児童遊園等整備事業
  - 児童館地域活動補助事業 ■児童館維持補修事業



乳児健診・産婦歯科健診事業



子育て支援センター（総合・北部・南部）



えほん館

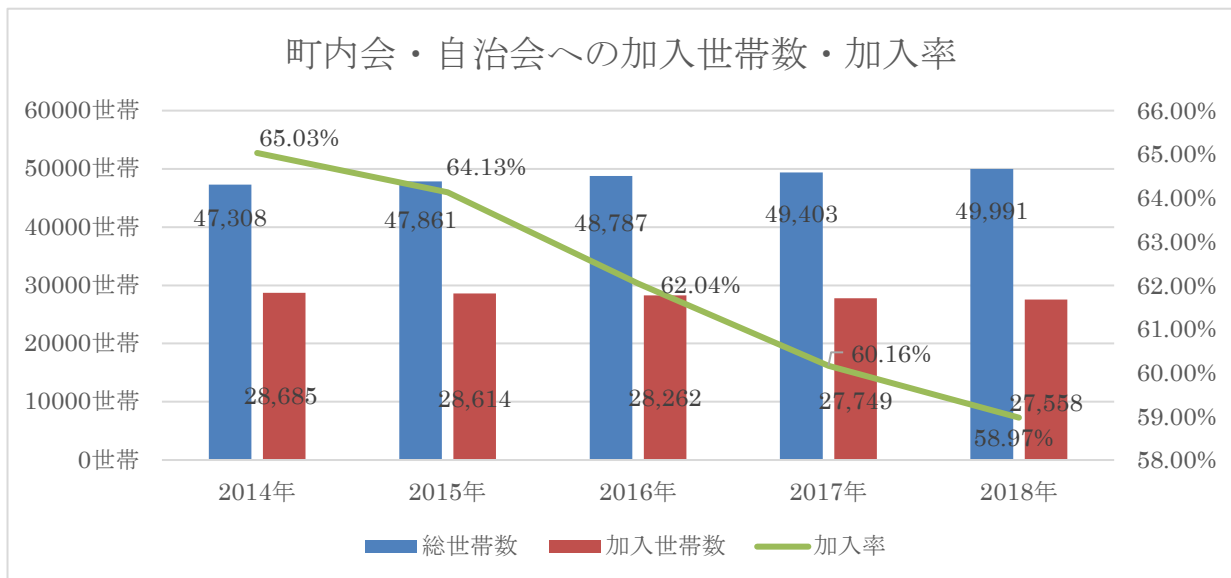
# 5 地域福祉

## 1 地域福祉の現状

### (1) 町内会・自治会の加入世帯

核家族化の進行により総世帯数が増加する中、町内会・自治会への加入世帯数は横ばいで加入率の低下傾向が続いており、ひとり暮らしなどの高齢者の地域での見守りや支えあい活動が重要となっています。

このため、町内会・自治会への加入世帯を増やし、地域におけるつながりを深めるとともに、地域の共助力の向上を図る必要があります。



(各年4月1日現在)



地域支えあい体制づくり事業

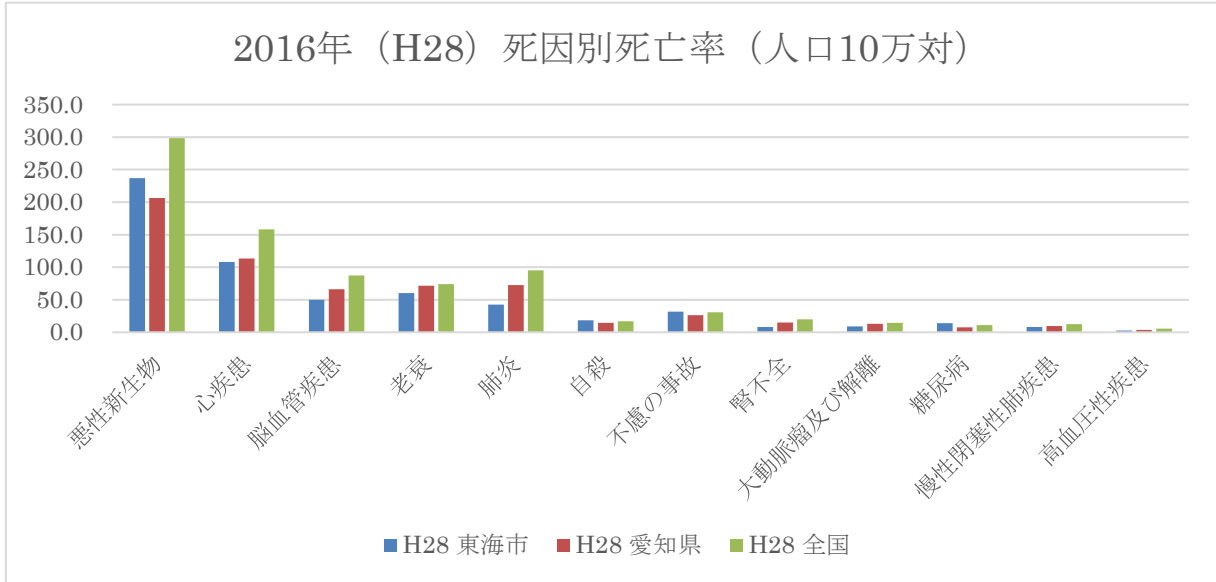


地域のふれあいイベント



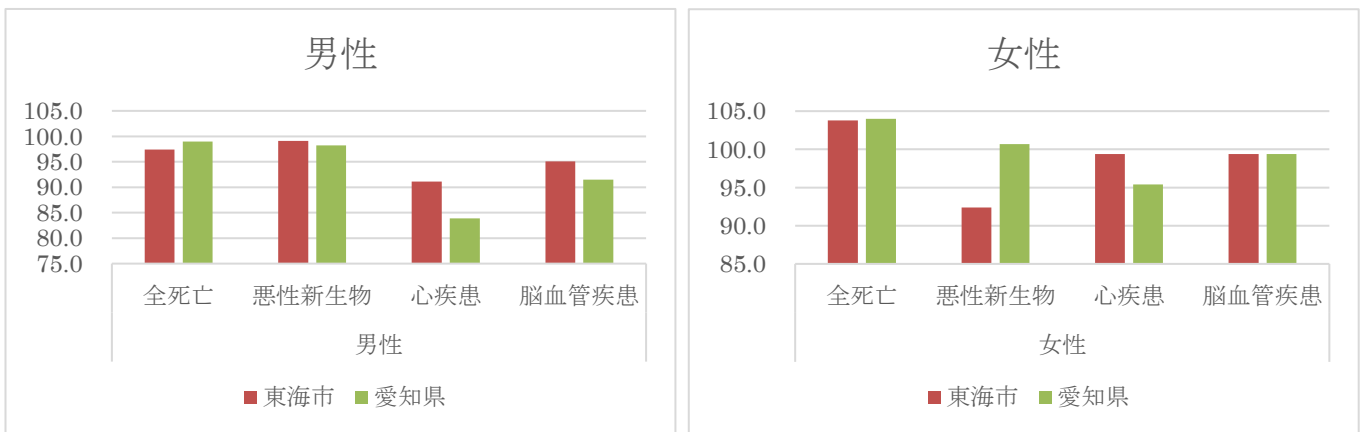
(2) 死因

本市の死因は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっています。



(出典:全国=国民衛生の動向、県=愛知県衛生研究所、市=知多保健所事業概要)

標準化死亡比（2012年～2015年（H24～H28））



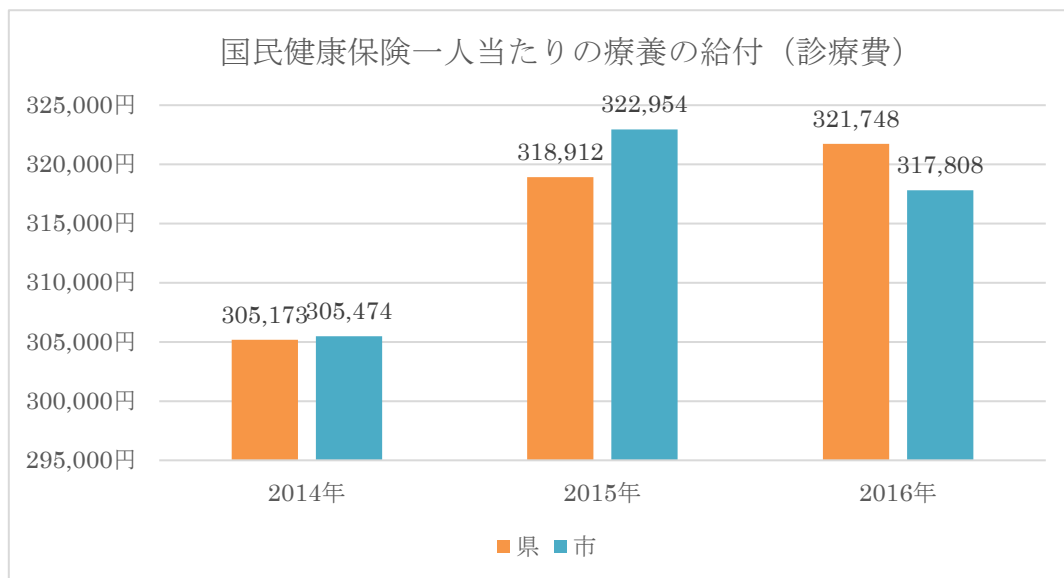
(出典:愛知県衛生研究所)

【用語の解説】

- 標準化死亡比・・・ある集団の死亡率を年齢構成比の異なる集団と比較するための指標で、集団について、実際の死亡数と期待（予測）される死亡（集団の年齢階層別の死亡率とその階層の人口を掛け合わせたものの総和）の比。この値が100以上であると、その集団の死亡率は何らかの理由で高いといえる。

### (3) 医療費の状況

国民健康保険の一人当たりの療養の給付（診療費）は、県より高い傾向となっています。



健康応援情報提供事業  
(運動・食生活応援メニュー)

## (4) 成年後見

成年後見に関する相談は、認知症、知的障害者の方の相談が半数以上を占め、その割合は年々増加傾向にあります。

相談件数	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
実人数	71	93	76	95	96
電話による相談・支援件数	450	811	492	330	319
来訪による相談・支援件数	32	62	38	26	31
訪問による相談・支援件数	62	211	191	157	155
巡回相談による相談・支援件数	0	1	2	1	1
担当者会議による相談・支援件数	5	0	6	5	5
合計	549	1,085	729	519	511

(各年度末現在)

後見人等の種別	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
認知症	236	460	321	312	260
認知症以外の要介護高齢者	13	67	111	16	19
要支援・要介護者以外の高齢者	1	8	3	3	3
知的障害	230	354	159	105	97
精神障害	57	89	62	76	98
身体障害	5	0	2	0	4
高次脳機能障害	5	86	21	1	9
健常者	0	1	34	2	1
その他	2	20	16	4	20
合計	549	1,085	729	519	511

(各年度末現在)

## 【用語の解説】

- 成年後見・・・財産管理やサービス契約などの判断を行うにあたり、判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度。

## 2 総合計画との関連

総合計画では、「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向け、福祉に関連するさまざまな「めざすまちの姿」が、さまざまな分野に位置付けられています。本計画では、総合計画に対して、次のとおり対応しています。

また、めざすまちの姿には、その進み具合を確認するための「まちづくり指標」が設定されており、この指標の推移も参考としながら、地域福祉を推進していきます。

総合計画「めざすまちの姿」	本 計 画		
35 地域が主役となって、まちづくりを進めている	1 福祉に関わる人を増やし、地域で支える体制を充実します		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
46 地域活動・市民活動を身近に感じている人の割合（方向性↑）	48.0%	50%	53%

総合計画「めざすまちの姿」	本 計 画		
1 だれもが自ら健康的な生活を心がけている	2 すべてのひとの生活の基盤となる、生涯を通じた健康づくりを推進します		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
3 健康づくりの取り組みをしている人の割合（方向性↑）	49.9%	53%	61%※

※後期基本計画にあわせて上方修正

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
22 市、関係機関、地域、NPOなどが連携し、災害時に機能できるように備えている	3 災害時において、支援や配慮を必要とする人が安心できる体制を充実します		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
33 地域、市などが連携し、災害時に備えていると思う人の割合（方向性↑）	52.0%	55%	69%※

※後期基本計画にあわせて上方修正

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
30 子ども、高齢者、障害者などが安全に移動できる	5 だれもが安全に安心して移動できる環境を整備します (5-1 道路などのバリアフリー化を図ります)		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
41 子ども、高齢者、障害者などが安全に移動できる道路が整備されていると思う人の割合（方向性↑）	32.9%	35%	40%

総合計画「めざすまちの姿」	本計画		
31 買い物、通勤、通学などの日常生活の移動がしやすい	5 だれもが安全に安心して移動できる環境を整備します (5-2 公共交通機関の利便性を高めます)		
まちづくり指標	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
42 買い物、通勤、通学などの日常生活の移動がしやすいと思う人の割合（方向性↑）	55.7%	58%	60.5%

## 政策 1

## 福祉に関わる人を増やし、地域で支える体制を充実します

### 現 状

町内会・自治会への加入率が低下してきています。また、核家族化の進行により、単身世帯、高齢者世帯の増加などにより、地域での交流の希薄化にともない、地域活動への参加の必要性が高まっています。

また、高齢化の進行により介護等の需要が高まっている中で、介護職員等の専門職の確保が難しい状況となっていることから福祉に携わる人材不足の解消が課題となっています。

こうした中、住民が身近な地域で安心して生活できるように、地域住民が主体的に参加し、支えあう体制づくりが必要となっています。

社会福祉協議会をはじめ関係団体と連携し、地域活動参加へのきっかけづくりや地域活動の情報提供による人材の発掘、ボランティア養成講座等による担い手の育成を促進する必要があります。

### 方 向 性

地域ボランティア活動への参加を促進するために、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの地域資源と連携を図り、地域ニーズの把握や地域活動における人材の発掘、ボランティアの育成・確保を促進します。

また、地域における身近な見守り活動を促進し、支えあい活動団体を支援します。

役 割 分 担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
地域の見守り、声かけなど自主的な活動に心がけ、地域住民同士の交流に努めます。 地域活動へ積極的に参加します。	地域住民の交流の促進と地域福祉の担い手となる人材の発掘を行うとともに、関係機関と連携し、地域活動を促進します。	ボランティア情報を提供するとともに、地域交流事業や地域ボランティア活動を支援します。

政策 1

施策 1

地域で見守り、支えあう体制を充実します

## 課題

核家族化の進行などにより、地域で人と人とのつながりが薄れてきています。住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、身近な住民による見守りが必要となりますが、地域にはまだ見守り活動を継続的に行う組織がないため、人材の発掘も含め、地域支えあい体制の整備の必要があります。

## 今後の取り組み

地域での支えあい活動への理解を促すことにより、自主的な活動の普及促進に努めます。さらに、活動の立ち上げを支援するとともに、継続的な活動のための環境整備に取り組みます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
47 地域支えあい活動の登録団体数 (方向性↑)	団体	2	25	50
48 地域支えあい活動の登録人数 (方向性↑)	人	60	625	1,250

(主な事業) ■地域支えあい体制づくり事業 ■福祉コミュニティづくり事業  
■防犯ボランティア事業 ■茶論



地域支えあい体制づくり事業 (ぬくもりの会・病院送迎)

政策 1	ボランティアの養成を図り、福祉に関わる人材を育成、支援 します
施策 2	

課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを望んでいます。様々な生活課題が存在するなか、公的な福祉政策だけでは対応できないことも多く、地域住民との協働や支えあいにより解決していくことも必要です。

そのため、地域福祉に携わる人材の発掘、育成が必要となっています。

今後の取り組み

住民のボランティアへの理解と関心を高め、地域におけるボランティア活動への参加を促進するために、ボランティア情報の発信、ボランティア教室・福祉体験教室の開催等をとおして、地域で活動する人材を養成する取り組みを支援します。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
49 ボランティアセンター登録者数 (方向性↑)	人	2,355	2,430	2,530

(主な事業) ■ボランティアセンター事業 ■ボランティア養成事業  
■ボランティア・福祉体験事業



ボランティア養成講座  
(自助具作成)



## 政策 2

すべての人の生活の基盤となる、生涯を通じた健康づくりを推進します

## 現 状

本市の死因は、死因別死亡率をみると悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患の順で高いですが、標準化死亡比を県と比較すると、男女とも脳血管疾患、心疾患といった血管系疾患が高いことから、生活習慣（特に高血圧、高血糖、高脂血症）に起因すると考えられます。

また、国民健康保険の一人当たりの医療費は高い状態にあり、各種健診の受診率は低く、健康意識が低い状態です。

今後は後期高齢者人口の増加が予測されており、医療や介護を必要とする人が一層増加することが予想されます。

現在、本市の健康寿命は男性が79.78歳、女性83.13歳（2017年（平成29））ですが、一層の延伸が望まれます。

## 方 向 性

次世代を担う子どもから高齢者まで、あらゆる年代が自分の健康状態に関心を持ち、健康管理ができるよう、市民の健康意識の向上に取り組みます。

地域や企業と連携し、生活の中で無理なく自然に生活習慣を改善しやすい環境を整備します。

健康寿命の延伸のため、生活習慣病の重症化予防に努めます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
自分の健康状態を知り、自分にあつたやり方で、生活習慣改善に取り組みます。	健康づくりに取り組む市民団体や企業の活動が横断的につながり、個人の健康づくりを応援します。	健康づくりの意欲を高める普及啓発と、活動を支援する環境づくりを行います。

政策 2	個人にあった健康づくりを支援します
施策 1	

課題

本市の特定健康診査の受診率は50.3%（2017年（平成29年））、後期高齢者健診の受診率は52.5%（2017年（平成29年））にとどまっています。がん検診の受診率は、胃がん検診の4.9%（2017年（平成29年））など全般に低く、健康意識が低いといえます。また、特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームに該当する人が約22.8%（県平均18.8%）と、自分の健康状態を客観的に把握し、健康づくりに活用している人が少ないことが課題です。

中でも若年層は、生活習慣病の危機感の低さに加え、就労や家庭の事情などにより、日頃の生活習慣を個人だけで変えることは難しい状況にあります。

今後の取り組み

幼少期から高齢期まで、あらゆる場面をとおして自分の健康を意識する機会を増やします。

健診結果を理解して、自ら健康づくりに取り組むことができるように、個人にあった健康情報の提供を進めます。

市内飲食店や運動施設と連携し、運動・食生活など生活習慣改善に取り組みやすい環境づくりを推進します。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
50 年に1回は健康診断を受けている人の割合 (方向性↑)	%	72.8	75	80

(主な事業) ■健康応援情報提供事業 ■特定健康診査事業  
 ■がん検診事業 ■歯周病検診事業

## 政策 3

災害時において、支援や配慮を必要とする人が安心できる体制を充実します

## 現 状

本市は、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、大地震に対する対応を進めてきています。

15,000人を超える命が失われた東日本大震災では、災害時の避難行動の重要性が再認識され、2013年度（平成25年度）の「災害対策基本法」の改正では、自ら避難することが困難で支援を必要とする障害者・高齢者・乳幼児等の要配慮者（避難行動要支援者）の名簿作成が義務付けられました。

また、要配慮者の長期間の避難生活には、一般の避難者以上の困難が伴い、様々な配慮が必要とされています。

## 方 向 性

地域の人たちが、要配慮者の特性や支援の必要性を理解し、避難行動支援の仕組みづくりに積極的に関わることで、災害時の避難行動支援対策をより効果的なものとしていきます。

福祉避難所等における要配慮者の良好な避難環境の確保に向けて、民間事業者と連携していきます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
要配慮者の特性を理解し、それぞれの配慮すべき内容に合わせ、避難行動や避難所での生活を支援します。	地域の実情に合った避難行動支援の仕組みづくりを進めます。	地域と連携して避難行動支援の仕組みづくりを進めるとともに、福祉避難所の指定や避難所における要配慮者対策を進めます。

政策 3

施策 1

災害時の要配慮者の支援体制を充実します

課題

避難行動要支援者名簿による避難支援をより実効性の高いものとするためには、地域の共助力の向上が不可欠です。

平常時から地域等に提供できる名簿の登録者を増やし、個別支援計画の作成などをおして、地域での普段からのつながりを深め、地域が協力して避難支援の仕組みをつくるのが重要であり、災害の種類等必要に応じて名簿を使い分けたり、作成した名簿や個別支援計画等を定期的に更新していく必要もあります。

また、避難所においては、災害時に速やかに対応できるように、あらかじめ要配慮者専用室を定めたり、要配慮者の振り分けを例示するなどマニュアル等を整備する必要があります。

民間事業者の施設を福祉避難所として指定し、利用する上では、施設の構造上の問題や職員の体制、受け入れる要配慮者の範囲・人数など様々な協議が必要となります。

今後の取り組み

地域が協力して、地域の実情に合った避難行動支援の仕組みをつくり、一人でも多くの命を守ることができるように、個別支援計画の作成につなげていきます。

一般避難所の運営に関わる避難者（地域の人）が、要配慮者に適切な対応ができるように、避難所運営マニュアルを整備するとともに、福祉避難所の設置・運営について、民間の福祉事業者と協議し、福祉避難所の指定を進めます。

指 標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
51 災害時避難行動要支援者名簿外部提供者数 (方向性↑)	人	なし	2,400	2,750
52 福祉避難所の協定箇所数(方向性↑)	箇所	0	6	10

- (主な事業)
- 災害時避難行動要支援者登録・名簿作成
  - 福祉避難所の指定
  - 災害支援ボランティア訓練事業
  - 避難所等における要配慮者対応マニュアルの作成

## 政策 4

さまざまな問題に対応できるよう、相談支援体制を充実します

## 現 状

介護保険法や障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により福祉サービスの利用が措置から契約に変わり、利用者自身が自由にサービスを選択できるようになった一方、判断能力が不十分な認知症の方や障害者にとっては、十分な福祉サービスを受けることができない場合もあります。

また、判断能力が不十分なために日常的な金銭管理等に不安があったり、多重債務や悪質な業者に狙われたりする等、様々なトラブルに巻き込まれる可能性が高まっています。

社会環境の複雑化、少子高齢化の急速な進行や核家族化の進行により家族意識の変化、地域とのつながりの希薄化や人間関係の悩み等から、全国的にひきこもり、生活困窮、高齢者・障害者への虐待、自殺の増加等、様々な社会問題が顕在化しています。

## 方 向 性

高齢者や障害者及びその家族が抱える問題が多様化・複雑化している中、それぞれの問題に対して専門的な相談支援ができるよう相談体制を整備していきます。

判断能力が不十分な方に対しては、成年後見制度の利用を促進し、地域で安心して暮らすことができるよう支援します。ひきこもり支援については、相談体制の充実と居場所の提供を行うとともに教育機関とも連携を図っていきます。

複合的な課題を抱える生活困窮者については、包括的な支援を行います。

虐待については相談窓口等を周知し、早期発見・早期対応するとともに予防についても啓発を行います。

自殺対策については、生きることの包括的な支援の推進や関係施策及び関係機関との連携を推進します。（東海市自殺対策計画）

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
普段から各相談機関の把握に努めます。	地域で何らかの支援が必要な人の把握に努め、相談が必要な人がいるときは必要な機関に連絡します。	相談機関の周知を行うと共に相談支援体制を整備します。

政策 4

施策 1

権利擁護の体制を充実します

課題

高齢化の進行により何らかの援助が必要な認知症の方が今後増大すると見込まれており、判断能力が不十分な方への成年後見制度等の権利擁護の需要が増えます。

本市では、2008年度（平成20年度）から知多5市5町の共同で特定非営利活動法人知多地域成年後見センターへ委託し、成年後見利用促進事業を行っており、成年後見に関する相談件数は年々増加していますが、成年後見制度は、まだまだ馴染みにくい制度であるため、さらなる利用促進のための普及啓発が重要となってきます。

また、成年後見制度の需要が高まるにつれ、相談員の負荷も増大するため、相談員の確保や相談員を援助する支援員の育成も必要になっています。

今後の取り組み

判断能力が不十分な方への権利擁護の体制を充実させます。

成年後見制度の普及啓発を行い、成年後見制度利用促進事業の拡充及び相談員を援助する支援員を育成するために、成年後見を行う法人を支援します。

また、成年後見までは必要ないが、日常的な金銭管理等に困っている方などに対しては、日常生活自立支援事業の利用を促進します。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
53 成年後見相談件数（方向性↑）	件	563	750	1,000
54 日常生活自立支援事業利用者数 （方向性↑）	人	34	45	55

（主な事業） ■成年後見利用促進事業 ■日常生活自立支援事業

【用語の解説】

●日常生活自立支援事業・・・認知症の方、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

政策 4	相談支援をとおして、ひきこもり支援や虐待防止等に努めま
施策 2	

### 課題

ひきこもり支援拠点の「ほっとプラザ」に来館できないことや、ひきこもりの長期化などが課題となっています。また、小中学校の不登校支援は、「ほっと東海」（教育委員会所管）で、中学校卒業後は「ほっとプラザ」と、年齢により支援機関が異なるため、両機関の連携が必要です。

2015年（平成27年）に生活困窮者自立支援法が施行され、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援が必要です。

2016年（平成28年）から障害者と高齢者の虐待連絡協議会を障害者等虐待連絡協議会として統合し、虐待の防止等に努めていますが、世帯単位での生活支援が必要です。

自殺対策は、2017年（平成29年）7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとしつつ、当面の目標としては、国の水準まで自殺死亡率を減少させる取り組みが必要です。

### 今後の取り組み

「ほっと東海」と「ほっとプラザ」が同一建物内に設置されている強みを生かし、連携を強化しながらひきこもり支援を行います。

生活困窮者への自立支援では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、支援を行います。

高齢者虐待及び障害者虐待対応の充実を図るとともに、対応機関の連携を図ります。

自殺対策のため、庁内関係部局との連携を図り地域の実情に応じた事業を実施します。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
55 ひきこもり延べ相談件数（方向性↑）	件	169	180	200
56 ひきこもり居場所延べ利用件数 （方向性↑）	件	1,149	1,200	1,300
57 虐待認定の割合（方向性↓）	%	0.065	0.06	0.055
58 自殺死亡率（方向性↓）	—	(2017年) 17.50	—	14.52

（主な事業） ■ひきこもり支援補助事業 ■障害者等虐待防止連絡協議会設置事業  
■地域自殺対策強化事業

## 政策 5 だれもが安全に安心して移動できる環境を整備します

### 現 状

高齢者・障害者など、すべての人が安全・安心に生活し社会参加できるよう配慮し、自動車に過度に依存せず、公共交通機関や循環バスなどを利用できる交通体系が求められています。

地域に配置されている公共施設や人が多く集まる公共性の高い施設をつなぐ市民の身近な足の一つとして市内3ルートで運行しているらんらんバス（循環バス）があり、子どもや高齢者・障害者などに配慮した運行が求められています。

また、交通量の多い道路や交差点などにある段差、駅周辺の歩道に放置された自転車やバイクは、車椅子の方や体の不自由な方、ベビーカーを操作する方などにとって通行の妨げになることから、歩行者空間の確保などバリアフリーに配慮した円滑な移動ができる道づくりの整備が求められています。

### 方 向 性

高齢者や障害者などにやさしい循環バスによる公共交通網の充実や、安全な道路・交通環境の整備に取り組みます。

また、車中心から人中心の道路を目指すとともに、子どもや高齢者などに配慮し、安心して通行できる道路の整備に取り組みます。

役割分担		
市 民	地 域 ・ 団 体	行 政
日常生活において過度に自動車に頼らないよう努めます。 バリアフリーに対する理解を深め行動します。 各事業者のバリアフリー整備に協力します。	市や関係機関と連携して、市内の交通手段の利便性の向上に努めます。	都市計画道路などの整備を進めます。 また、らんらんバスや自転車など様々な交通手段の移動性を高める施設を整備します。 バリアフリー推進体制の確立をします。

#### 【用語の解説】

- バリアフリー … 障害者や高齢者などの生活や活動に不便な障害を取り除いて使いやすくすること。
- らんらんバス（循環バス） … 市民の交通手段の確保や高齢者及び障害者の支援などを目的として、市が公共施設や駅などを結んで運行しているバス。



## 政策 5

## 施策 1

道路などのバリアフリーを図ります

## 課題

高齢者や障害者などが利用する道路などにおいて、バリアフリーやユニバーサルデザインが不十分であることから、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取り組みを推進する必要があります。

また、移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、その障壁を取り除き安全・安心して暮らすことができる道路交通環境づくりを行うことが重要となっていることから信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する必要があります。

## 今後の取り組み

高齢者・障害者などの安全を確保するため、路面のカラー塗装による安全対策の実施、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、道路の無電柱化、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、道路標識、道路構造等の重点的整備、生活道路における通過交通の進入を抑制するための幹線道路の整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、信号灯器のLED（発光ダイオード）化に取り組む必要があります。

指 標	単 位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
59 歩道の設置が十分だと思う人の割合 (方向性↑)	%	28.8	30	35

(主な事業) ■安心みちづくり事業 ■歩道整備事業 ■街路整備事業

## 【用語の解説】

- ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、さまざまな人が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。

政策 5

施策 2

公共交通機関の利便性を高めます

課題

本市では、独自路線バスが主要駅と郊外の住宅団地を結び、他、循環バスが市内を巡回し、高齢者や障害者などの日常的な移動手段や鉄道駅へのアクセス手段となっていますが、循環バスの空白地域や車が運転できない高齢者や障害者などが不自由なく買い物などに出かけることができるような移動手段が整っていないことから、路線の拡充、路線の時間、本数の見直しを検討することが求められています。

今後の取り組み

高齢者や障害者などのニーズを踏まえながら独自路線バスと循環バスの役割分担に配慮し連携を図るとともに、公共交通機関を軸とした自動車に過度に頼らないで生活できるまちづくりを進めます。

指標	単位	現状値 (2012年度)	5年後	10年後
60 らんらんバスの年間利用者数 (方向性↑)	人	290,880	340,000	365,000
61 鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすいと思う人の割合 (方向性↑)	%	49.0	55	60

(主な事業) ■循環バス運行事業

災害ボランティアセンター  
設置運営訓練



東日本大震災復興支援  
ボランティア活動

らんらんバス（循環バス）



## 6 計画の推進

### 計画の推進と進行管理について

#### 1 計画の推進

##### (1) 市民・地域との協働・共創

本計画の上位計画である総合計画では、その基本構想の推進にあたり、市政経営の基本として、市民参画と市民との協働と共創によるまちづくりを掲げており、自助・共助・公助の総合連携を基盤に、市民、地域・団体、行政など全てのまちづくりの主体が目標を共有するとともに、それぞれが果たす責任と役割を明確にして、共に手を携え、相互に補完し、協力して進めることとしています。

また、本計画の推進においては、福祉という分野の特性から、様々な人々による支えあい・助け合い・見守りなどの活動を始め、地域の連携や市民一人ひとりのマンパワーによるところが非常に大きくなっています。

このため、本計画でも、総合計画にならい、政策ごとに市民・地域・行政の役割分担を記載し、それぞれが果たすべき役割を明確にしています。

##### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、市を単位とした地域福祉の中核的な団体として、社会福祉法に基づき設立されており、福祉やボランティアなど様々な団体とのネットワークを持ち、地域福祉において大きな役割を担っています。

市と協力した事業や社会福祉協議会独自の事業を展開し、計画を推進します。

##### (3) 福祉を超えた連携

市民だれもが住みよいまちづくりは、様々な配慮がされた福祉のまちづくりでもあり、総合計画に掲げる「めざすまちの姿」には、「健康・福祉・子育て」の分野以外でも、福祉に関係するところが多くあります。

このため、「人づくり・心そだて（教育）」、「環境・市民生活」、「都市基盤」などの他の分野と連携して、計画を推進します。

## 2 計画の進行管理

本計画では、各施策に成果指標を設定し、5年後・10年後の目標値を定めています。

市では、この成果指標の推移等をもとにして、PDCAサイクルによる計画の推進・点検・評価を行います。

この評価を、様々な市民が参画する「東海市総合福祉計画推進協議会」に報告し、意見をお聴きするとともに、新たな取り組みの実施や事業の見直しを図ります。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち、計画を推進できるように情報提供していきます。

●PDCAサイクル 「PDCA」は、Plan、Do、Check 及びAct の4つの言葉の頭文字をつなげた言葉で、「PDCAサイクル」とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組み。

ゴムバンド運動風景



ボランティア・福祉体験教室  
(車椅子)

育児講座 受講風景



# 参考資料

## 1 答申書

平成31年1月29日

東海市長 鈴木 淳 雄 様

東海市総合福祉計画推進協議会

会長 大橋 昌 司

### 第3次東海市総合福祉計画について（答申）

平成30年8月22日付け福第186号で諮問のありましたこのことについて、本協議会では、東海市の福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、慎重に議論を重ね、下記のとおり答申します。

#### 記

我が国の福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、福祉に求められるニーズは多様化、複雑化しています。このような環境の中、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことができる「地域共生社会」を実現する必要があると考えます。

今後の施策の推進に当たっては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民の一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことのできるよう、「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めることを期待します。

諮問された第3次東海市総合福祉計画は、市民参加の支え合いによる地域づくりの推進、安心して使える福祉サービスの推進、いきがいを持ち、いきいきと暮らしていくための支援の推進を基本的な視点としてお

り、社会環境の変化や福祉ニーズを的確に捉え、支援を必要としている方々に真に必要な福祉施策の推進を期待できることから適切なものであると考えます。

## 2 東海市総合福祉計画推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
社会福祉関係団体を 代表する者	浅野 幸吉	東海市民生委員・児童委員連絡協議会
	鬼丸 義和	社会福祉法人 さつき福祉会
	黒江 幸子	【職務代理者】 東海市身体障害者福祉協議会
	吉田 隆幸	東海市シニア連合会
	大橋 昌司	【会長】 社会福祉法人 東海市社会福祉協議会
児童福祉関係団体を 代表する者	久野 彰子	東海市保育事業協会
	古谷 仁彦	東海市子ども会連絡協議会
保健医療関係団体を 代表する者	小嶋真一郎	東海市医師会
	早川 薫	東海市歯科医師会
	佐野 宏樹	東海市薬剤師会
社会教育関係団体を 代表する者	森合 久春	東海市教育ひとづくり審議会
	米澤 真弓	東海市スポーツ推進委員会
町内会、自治会等を 代表する者	沢里 義博	東海市コミュニティ推進地区連絡協議会
介護保険の被保険者を 代表する者	小浦 道正	知多北部広域連合
保健所の職員	山本 恒子	知多保健所
市内に住所を有する者	横山 真代	市民公募
	加古 明人	同 上



発行/東海市

編集/東海市 市民福祉部 社会福祉課

2014年（平成26年）3月発行

2019年（平成31年）3月改定

# 東海市都市宣言

平成22年3月4日

東海市は、東海市まちづくり基本条例（平成15年条例第43号）に基づき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを市民と市の共通の願いとして、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを生かし、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、協力することを基本としたまちづくりに取り組んでいます。

このような認識の下、東海市らしさの創造と市民の夢の実現をめざし、さらに豊かで住みよいまちづくりの方向性や取り組みについて、市民に、そして広く全国に発信するため、ここに次のとおり都市宣言をします。

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市